



# 千歳市緑の基本計画



千歳市

平成 18 年 6 月



## ごあいさつ

千歳市は、国立公園支笏湖や清流千歳川に代表される豊かな自然環境と新千歳空港などの優れた都市機能を生かし、道央圏の中核都市として着実な発展を続けています。

本市の緑の状況は、支笏湖周辺では国有林などの広大な森林が保全されるとともに、市街地北東部では良好な農村地帯が広がっています。また、都市部においても、青葉公園をはじめとする緑豊かな公園が計画的に配置されるとともに、河川緑地、防風保安林、街路樹の保全などにより潤いのある都市環境が形成されています。また、市民活動では、花いっぱい運動、ガーデニング、景観などの意識の高まりから緑に対する関心が一層高まっており、潤いある都市づくりに緑の位置づけはますます重要なものとなっています。

一方、市街地周辺の緑は減少傾向にあり、地球温暖化の進展とあわせ都市の緑を取り巻く環境はさらに厳しさを増していることから、今後は公共空間だけでなく、民間敷地を含めた緑の保全・創出・維持管理の取組みが重要であり、市民・事業者・市民公益活動団体など多様な主体による緑づくりが期待されているところです。

「千歳市緑の基本計画」は、このような背景から、緑づくりの主体となる市民・事業者・行政が協働により市街地とその近郊の緑をまもり、育て、つくり、親しみ、見守ることを基本として、本市の緑の将来像とその実現のための施策を示すために策定したものです。

都市における緑は、将来を担う子どもたちの感性と豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境を形成するとともに、市民共通の大切な財産となるものです。

今後は、本計画をもとに緑豊かで潤いのあるまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆さまには、これからの本市のまちづくりにご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、策定にあたり、千歳市緑化審議会、市民ワークショップに参加していただいた方々をはじめとして、貴重なご意見やご提言をいただいた多くの方々に心よりお礼を申し上げ、ごあいさつといたします。

平成18年6月

千歳市長 山口 幸太郎

# 千歳市 緑の基本計画 目次

<b>1. 計画の目的と方法</b>	
1-1.目的	1
1-2.計画の策定方法	2
<b>2. 緑づくりの現況と課題</b>	
2-1.緑づくりの現況	3
2-2.緑環境の課題	14
2-3.緑づくりの課題	19
<b>3. 緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針</b>	
3-1.基本理念	22
3-2.緑の将来像	23
3-3.緑づくりの方針	25
3-4.緑の配置方針	26
3-5.緑地の目標水準	36
<b>4. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策</b>	
4-1.施策の体系	39
4-2.多様な連携で森林、樹林地や水辺の環境をまもり伝える	40
4-3.参加、協働で美しい河川や公園、森を管理する	42
4-4.快適な暮らしを支える緑と水辺の空間をつくる	44
4-5.緑・水とともに豊かな生活を送る	48
4-6.実現のための施策の方針図	50
<b>5. 重点プロジェクト</b>	
5-1.重点プロジェクトの主旨	53
5-2.各プロジェクトの方針	55
<b>6. 実現に向けて</b>	63
<b>7. 資料編</b>	
7-1.用語解説	65
7-2.緑地の分類	68
7-3.千歳市緑化審議会及緑化計画専門部会委員名簿	69
7-4.千歳市緑化条例	70
7-5.千歳市緑化条例施行規則	72

## 1. 計画の目的と策定方法

### 1-1. 目的

我が国は、平成に入って高度経済成長の時代が終わり、本格的な少子・高齢化を迎え、都市部では人口増加の鈍化が始まりました。また、住民の関心は、自然環境とのふれあい、地球温暖化防止や住民参加、協働のまちづくり等が大きな比重を占めるようになり、ゆとりやうるおい、生きがい求められる時代となってきました。

このような社会情勢、住民意識の変化に応じて、公園、河川や森林など市街地の身近な緑は、人々が快適、健康に生活するうえでますます重要な役割を持つようになってきました。

この「千歳市緑の基本計画」（以下、「本計画」という）は、公園緑地、河川、樹林など市街地や近郊の緑について、市民・事業者・行政が協力してまもり、育て、つくり、親しみ、見守ること、また、そのための緑の将来像と実現の施策を示し、これらの施策展開を通じ千歳市の総合的な緑づくりを目指すものとして策定する計画です。

#### 緑の基本計画の特色

##### ○都市緑地法に基づいた法定計画です。

緑の基本計画は、都市緑地法第4条（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）に基づく計画で、都市計画区域内の公園や河川など緑地の適正な保全と緑化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、緑とオープンスペースに関する総合的な方針を定めるものです。

本計画の策定主体は市町村で、対象とする緑は、公共が管理する公園、道路、河川や公共施設の緑はもとより、民間の工場・事業所敷地や民有林などを含みます。また、計画の策定に当たっては、住民意向を反映する措置を講じることが義務づけられています。

##### ○千歳市の総合計画を受け、緑、水づくりを担う計画です。

本計画は、これまでの市の緑に関する計画である「千歳市緑のマスタープラン（※都市計画法に基づく公園緑地等の配置計画）」を継承するとともに、「千歳市緑化条例に基づく緑化計画（※主に市民緑化、民間施設緑化等を目的とする計画）」に位置付けられるものです。また、千歳市新長期総合計画、千歳市都市計画マスタープラン、千歳市環境基本計画などの関連計画に即して策定します。

##### ○20年後を見すえ、都市活動、市民生活に必要な緑とその施策をあつかいます。

本計画は、都市における緑の役割を考慮し、環境保全・レクリエーション・防災・景観といった緑が持つ機能別に課題を整理し、その配置方針や施策を定めます。

目標年次は20年後（平成37年度）とします。なお、中間年である10年後を目安に総合計画など関連計画の見直し、または緑を取り巻く社会環境が変化した際には、必要に応じて計画の見直しや修正を行います。

##### ○緑地の保全や維持管理、活用についても施策を示します。

自然環境との調和や少子高齢化社会に対応した緑の保全、維持管理、利活用の施策を示すことで、都市における良好な緑地の確保と協働の緑づくりを目指します。

## 1-2. 計画の策定方法

本計画は、緑化に関する市長の諮問機関である千歳市緑化審議会の審議を経て策定を行っています。この際、計画に市民の意見を反映させるための措置として、千歳市緑化審議会の下部組織として緑化計画専門部会を設け計画素案の検討を行っていただくとともに、一般市民や緑づくりに取り組む市民を対象としたアンケート調査、また、一般市民や緑づくりに関わる市民団体による市民ワークショップなどを行っています。計画素案については、庁内関係部局、国、道などの関係機関と調整の上、千歳市緑化審議会で最終案としてまとめられ、答申後の平成18年6月5日に千歳市長が「千歳市緑の基本計画」として決定しました。

表－1 計画策定に係る各種会議と開催内容

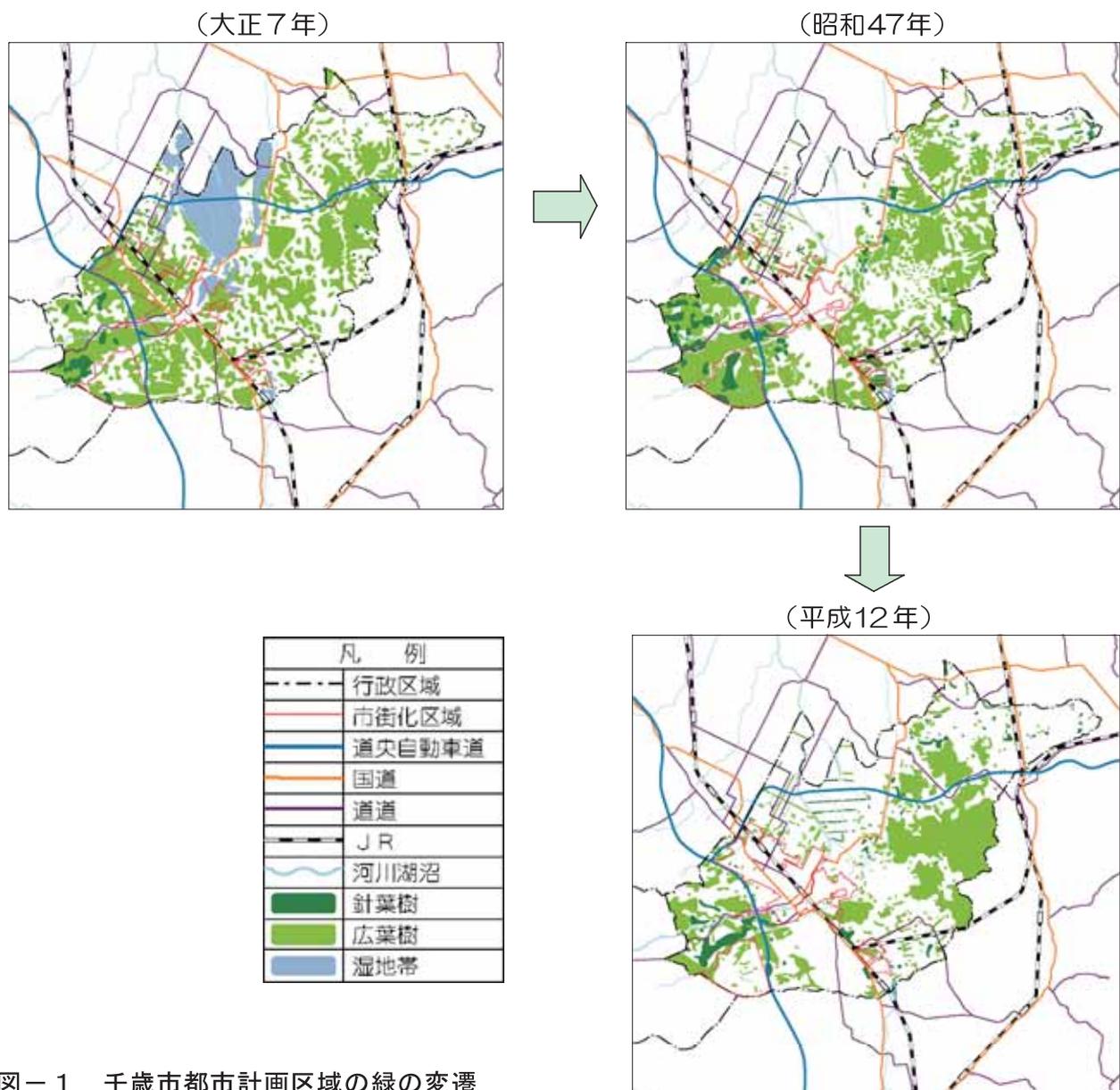
区分	緑化審議会	緑化計画専門部会	住民意向の把握
平成14年	第1回 緑化審議会(2月26日) 議題: 計画の概要 第2回 緑化審議会(11月1日) 審議及び視察研修(滝川市)		
平成15年	第1回 緑化審議会(2月25日) 議題: 千歳市の緑の現況説明 第2回 緑化審議会 (10月27、28日) 審議及び視察研修 (帯広市、音更町)	第1回 緑化計画専門部会(12月1日) 議題: 千歳市の緑、公園の概況 既往住民意見の紹介	アンケート調査 まちづくり活動者 (11月下旬) 一般市民(12月中旬)
平成16年	第1回 緑化審議会(3月2日) 議題: 計画方針(骨格)の説明 第2回 緑化審議会(12月17日) 議題: 中間素案について	第2回 緑化計画専門部会(1月16日) 議題: 住民アンケートの報告 緑、公園の問題、課題 第3回 緑化計画専門部会(2月10日) 議題: 現況調査、緑の課題 計画の方向性 第4回 緑化計画専門部会(7月29日) 議題: 具体の緑をまもり、つくり、 育てる方策 第5回 緑化計画専門部会(9月29日) 議題: 計画の骨子について 第6回 緑化計画専門部会(10月26日) 議題: 中間素案について 第7回 緑化計画専門部会(12月3日) 議題: 中間素案について	市民ワークショップ (8月25日) テーマ: みんなで考えよう、 千歳のみどりづくり
平成17年	第1回 緑化審議会(3月29日)	第8回 緑化計画専門部会(2月24日) 議題: 重点プロジェクトについて	基本計画素案に対する意見募集 (パブリックコメント: 5~6月) ・ホームページ ・広報5月号号外
平成18年	緑化審議会「緑の基本計画案」 答申(3月27日) 緑の基本計画決定(6月5日)		

## 2. 緑づくりの現況と課題

### 2-1. 緑づくりの現況

#### (1) 緑の変遷

千歳市の緑は、千歳市が発展する中で都市活動や住民生活と密接な関わりをもってきました。とくに戦後の人口増加と都市の成長にあわせ、市街地が急速に拡大したことから、市街地周辺にあった森林や湿地帯、農地は順次減少してきました。



図－1 千歳市都市計画区域の緑の変遷

## (2) 緑の量

千歳市の緑を行政区域の地目別面積で見ると、山林が53%、池沼が17%、畑が12%を占めています。(平成15年1月、税務課調べ)

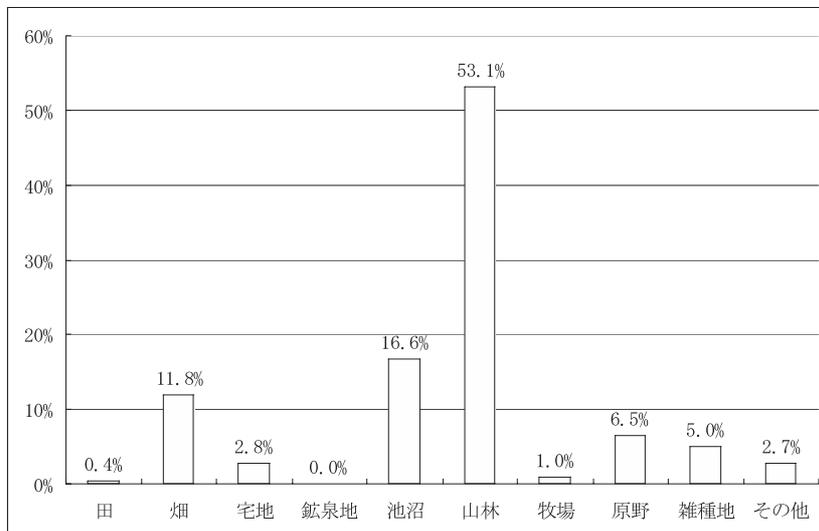


表-2 千歳市の地目別面積

地目	面積(ha)	構成比
田	242	0.41%
畑	7,030	11.82%
宅地	1,678	2.82%
鉱泉地	0	0.00%
池沼	9,893	16.63%
山林	31,613	53.14%
牧場	602	1.01%
原野	3,859	6.49%
雑種地	2,967	4.99%
その他	1,611	2.71%
合計	59,495	100.00%

図-2 千歳市の地目別面積

都市計画公園は、都市計画区域内に約198ha整備されています。  
一人当たりの面積は44.8㎡/人で、全道平均を倍近く上回っています。

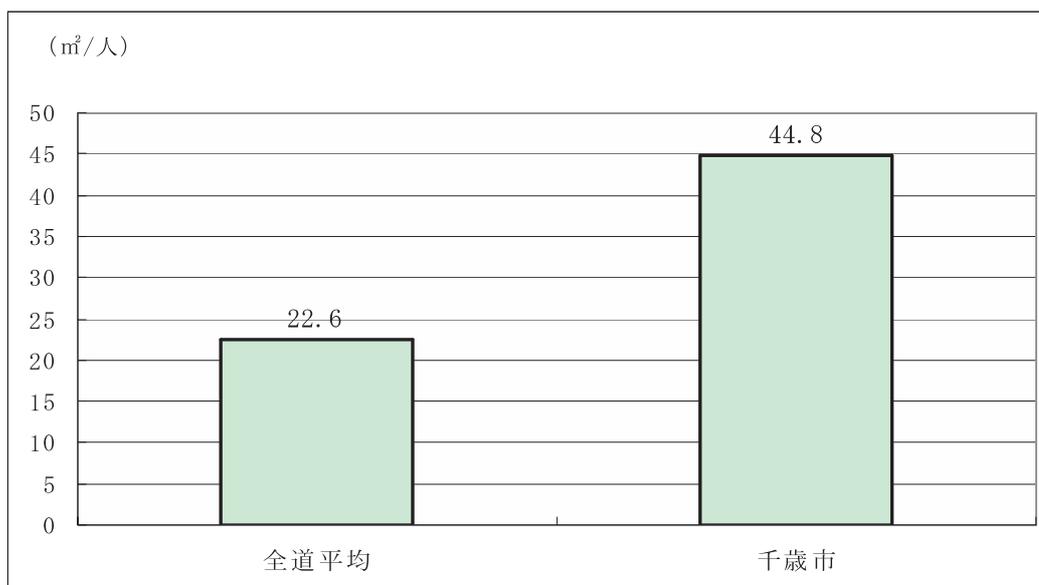


図-3 千歳市の一人当たり都市公園面積

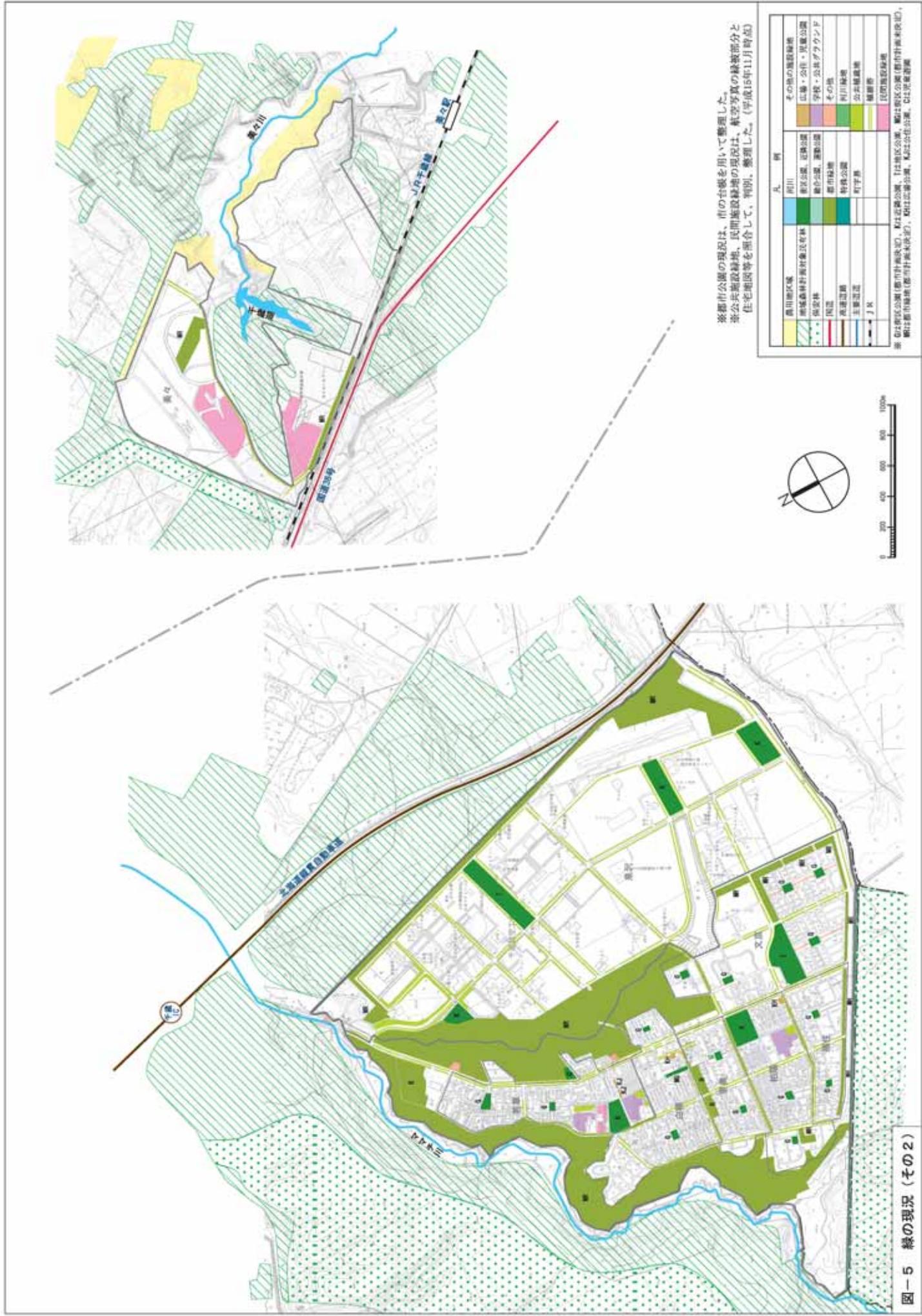
資料：北海道の都市公園、  
平成15年度千歳市緑の基本計画策定委託 緑の現況調査

表－3 緑地の現況

緑地種別			基準年（平成15年度）					
			市街化区域			都市計画区域		
			整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)					
住区	基幹公園	街区公園	97	22.18	2.68	100	22.77	2.55
		近隣公園	12	29.31	3.54	12	29.31	3.29
都市基幹公園	幹公園	地区公園	5	25.57	3.09	5	25.57	2.87
		総合公園	1	50.95	6.16	1	102.31	11.47
		運動公園				1	6.43	0.72
		都市緑地	5	11.42	1.38	5	11.42	1.28
都市計画公園計			120	139.43	16.86	124	197.81	22.18
		街区公園（都市計画未決定）	30	4.97	0.60	33	5.58	0.63
		都市緑地（都市計画未決定）	24	190.32	23.01	26	195.41	21.91
都市計画未決定公園計			54	195.29	23.61	59	200.99	22.53
		特殊公園	1	0.55	0.07	1	0.55	0.06
都市公園計			175	335.27	40.54	184	399.35	44.77
		公共広場	17	6.80	0.82	18	7.04	0.79
		墓園	2	5.40	0.65	3	12.70	1.42
		公住公園	26	4.40	0.53	26	4.40	0.49
		学校グラウンド	21	27.87	3.37	22	29.11	3.26
		その他	25	11.27	1.36	34	12.64	1.42
公園緑地に準じる機能を持つ施設緑地計			91	55.74	6.74	103	65.89	7.39
		学校・公共施設等植栽	38	11.69	1.41	39	15.86	1.78
		道路(法、分離帯)植樹帯	74	28.19	3.41	74	28.32	3.17
公共施設における植栽地等計			112	39.88	4.82	113	44.18	4.95
都市公園等計			378	430.89	52.10	400	509.42	57.11
民間施設緑地計			33	56.39	6.82	45	692.33	77.62
施設緑地計			411	487.28	58.92	445	1,201.75	134.73
		緑地保全地区						
		風致地区						
		河川敷地						
		保安林・国有林	1	3.00	0.36	2	1,304.58	146.25
		地域森林計画対象民有林				1	4,376.00	490.58
法によるもの計						3	5,680.58	636.84
		道条例による保全緑地						
		市条例等による保存緑地				14	827.36	92.75
条例等によるもの計			0	0.00	0.00	14	827.36	92.75
小計			0	0.00	0.00	17	6,507.94	729.59
地域制緑地間の重複				0.00			-101.15	-11.34
地域制緑地計			0	0.00	0.00	17	6,406.79	718.25
施設・地域制緑地間の重複				-52.15			-362.10	
緑地面積総計			411	435.13	52.62	462	7,246.44	812.38
人口			現在用途地域人口(H15)			8.27 万人		
			都市計画区域人口(H15)			8.92 万人		
面積			現在用途地域面積			3,135 ha		
			都市計画区域面積			27,570 ha		
緑地の確保目標水準			市街地面積に対する割合			13.9 %		
			都市計画区域面積に対する割合			26.3 %		
都市公園等の目標水準 (住民一人あたり面積)			都市公園			44.8 ㎡/人		
			都市公園等			57.1 ㎡/人		

出展：平成15年度千歳市緑の基本計画策定委託 緑の現況調査





※都市公園の現況は、市の台帳を用いて整理した。  
 ※公立施設緑地、民間施設緑地の現況は、航空写真の緑地部分と  
 住宅地図等を照合して、判別、整理した。(平成15年11月時点)

凡例		その他の施設緑地	
農用地区域	河川	公園・公団・児童公園	公園・公団・児童公園
河川敷	河川敷	学校・公共プラザ	学校・公共プラザ
河川敷地	河川敷地	その他	その他
河川敷地	河川敷地	河川敷地	河川敷地
河川敷地	河川敷地	河川敷地	河川敷地
河川敷地	河川敷地	河川敷地	河川敷地
河川敷地	河川敷地	河川敷地	河川敷地
河川敷地	河川敷地	河川敷地	河川敷地
河川敷地	河川敷地	河川敷地	河川敷地
河川敷地	河川敷地	河川敷地	河川敷地

※ 〇は地区公園(都市計画決定)、●は地区公園、■は地区公園、□は地区公園(都市計画未決定)、  
 △は地区公園(都市計画未決定)、◇は地区公園、○は地区公園、□は地区公園、△は地区公園

図一5 緑の現況 (その2)

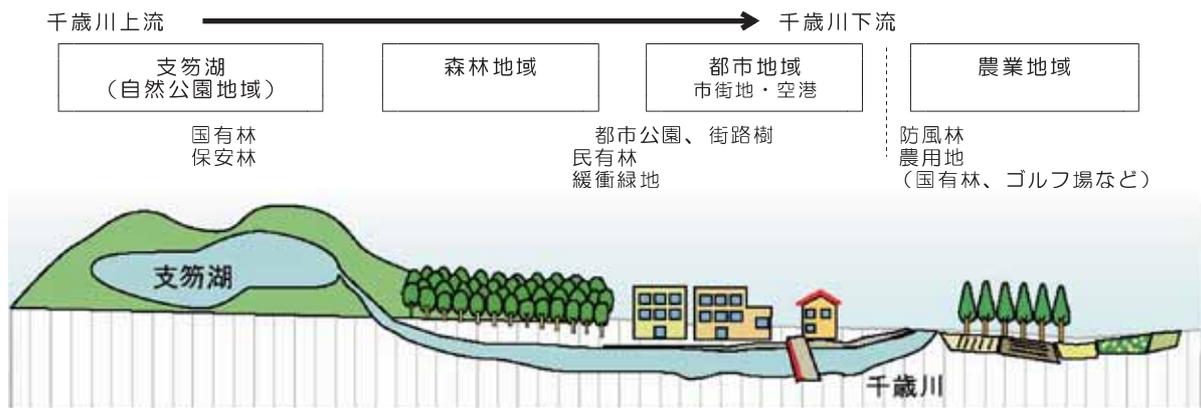
### (3) 緑環境の特性

千歳市の緑の状況は、支笏洞爺国立公園の支笏湖周辺に原生林を中心とする自然豊かで広大な森林が保全されています。市街地では、支笏湖を水源とする千歳川の沿岸に良好な緑地が形成され、その下流には石狩平野の広大な農地が広がっています。

支笏湖周辺は、国土利用計画に基づく自然公園地域、森林地域が指定され、自然豊かな森林が保全活用されており、この森林の大半は国有林が中心となっています。

都市地域の市街地及びその周辺については、青葉公園、青空公園など自然を残した個性的な公園、四季折々に表情を変える街路樹、防災に機能している緩衝緑地など、多くの緑が確保され、その中には民有林も多く見られます。また、新千歳空港周辺では千歳湖、美々川など、自然環境に優れた水辺や緑があります。

市域北東部の農業地域は、農振・農用地が指定されており、北国らしい景観をつくる耕地防風林や水源かん養保安林が見られます。また国有林やゴルフ場も点在しています。



図－6 千歳のみどりの構造 千歳川の流れて多様なみどりが分布している

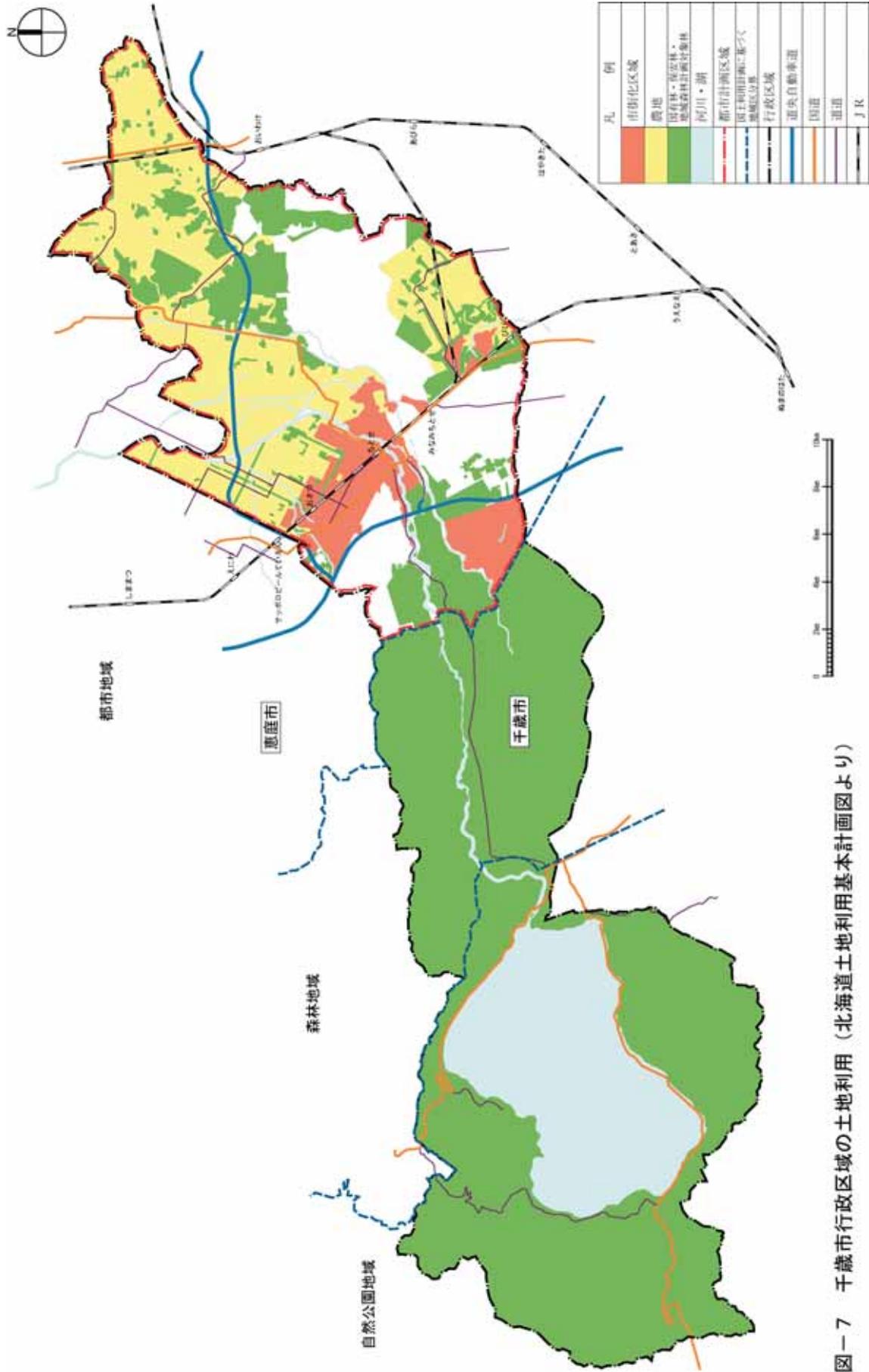


図-7 千歳市行政区域の土地利用（北海道土地利用基本計画図より）

#### (4) 緑づくりの活動・イベント

近年、市民の余暇活動の多様化、少子高齢化、地球規模での環境問題への意識の高まりなどから、緑に対する市民ニーズも大きく変化しています。

市民による緑づくりの活動は、花いっぱい運動や緑の募金といったこれまでの活動に加えて、ガーデニング、家庭菜園、グリーンツーリズムなど、緑づくりを自らの余暇活動として楽しみながら取り組む人々も増えています。

一方、市民がボランティアで植樹や花植えなどの緑づくり活動に参加する機会も増えており、緑づくりの活動は多方面で活発となっています

#### <年間を通じ市民が参加する主な緑づくりの活動・イベントなど>

- ・ 花と緑の講演会、園芸教室、洋ラン教室、ハーブ教室
- ・ 花いっぱい写真展、水と緑の絵ポスター展
- ・ 花いっぱい運動、町内会美化清掃
- ・ 街区公園の町内会等による管理委託
- ・ 川清掃（千歳川、ママチ川、勇舞川）
- ・ 水と緑のふれあい基金、緑の募金 など

#### (5) 緑に関する主な事業（平成10年度～15年度までの主なもの）

千歳市が近年行っている緑づくりの事業には、以下のものがあります。

- 河川整備：勇舞川、祝梅川、オルイカ川、ママチ川 など
- 公園緑地整備：青葉公園、青空公園、遺跡公園、メムシ公園、北光公園、アンカレジパーク、勇舞公園 など
- 公園等施設維持管理：キャンプ場管理運営、スキー場パトロール など
- 緑地保全・維持管理：長都駅前防風林地購入、北信濃防風林整備、保全樹木管理 など



園芸市の風景



花と緑の講習会

**(6) 住民意向****① 一般市民アンケートから見た住民意見**

- 【目的】 一般市民を対象とし、緑、緑づくり、花づくりについて、意識、意向や要望を把握する。
- 【方法】 アンケート票の記入は選択方式を主とし、定量的な分析を可能とする。
- 【調査時期】 平成15年12月中旬
- 【対象者】 一般市民（世帯主）を無作為抽出。ただし若い年齢階層の回収率が低いことから、64歳以下の年齢階層に多めに配布した。
- 【配布数】 1,000票（回収341票、回収率34.1%）

**○緑の利用の状況**

ガーデニングや庭いじり、緑道や街路樹での散歩、公園での休憩・レク、森林浴・自然学習が多くなっています。

緑の活動回数はほとんどの人が年間50回未満ですが、ガーデニングや庭いじりは年間100回以上の人もあります。

**○現在参加している緑づくり活動**

河川や公園、街路樹の清掃活動、花づくりのコンクール など

**○大事にしたい緑**

千歳川、支笏湖方面の森林、青葉公園などの市街地に身近な森や林 など

**○つくりたい、増やしたい緑**

市民農園やキャンプ場などレクリエーション施設、千歳川など河川沿いの緑 など

**○困る、改善したい緑**

公園や河川、森林内でのゴミの不始末、古くて使いづらい公園の遊具やベンチ、花や木の少ない幹線道路 など

**○参加したい緑活動**

公園や道路の環境美化、森林浴・自然学習、庭いじり、ガーデニング・花いっぱい運動 など

**○市民参加の必要な（行政の）取り組み**

街路樹・花壇づくり、緑に関する学習・普及啓発活動 など

**○市民と緑の係わりで重視すること**

親水空間や公園づくりについて、提案や意見を出せる場が増える など

**② 活動者アンケートから見た住民意向**

- 【目的】 日頃から千歳市の緑づくり、まちづくりに参加し、緑に関心の高い市民（活動者）を対象とし、緑や緑づくりに関する意見、提案、アイデアを把握する。
- 【方法】 活動者を選定しアンケート票を郵送し、回答後、郵送回収とする。
- 【調査時期】 平成15年11月下旬
- 【対象者】 花と緑づくりの団体など、緑を利用する市民、緑化審議会等でまちづくりに係わる市民

【配布数】 100票 (回収数37票、回収率37.0%)

○すばらしい、守っていききたい緑（主なもの）

- 青葉公園（自然林の豊富さ、各種のレクリエーションに活用できるから）
- 千歳川（清流、千歳のシンボルだから）
- 支笏湖（美しい自然をそのまま）

○増やしたい、改善したい緑（主なもの）

- 植樹（千歳にあった植生、桜並木）
- 千歳川（桜並木）
- 街路樹（落ち葉やゴミ、剪定などの管理、四季を感じる樹種、国道沿い）

○大事にしたい住民活動、行政との協力

- ゴミ（ゴミを出さない、清掃に参加）
- 維持管理（公園の花壇、河川・公園・道路の清掃）
- 住民参加（イベント、植樹・花壇づくり、公園維持管理）

○望まれる住民参加、情報公開

- 参加の場（話し合い、意見を聞く場）
- 提案（各団体からの提案）
- 情報公開（広報、掲示）

③ 市民ワークショップで出された住民意見

【目的】 市民の緑づくりに対する問題意識やアイデアを集め、計画に反映する。

【方法】

日時：平成16年8月25日（水）13：15～16：30

場所：総合福祉センター 大会議室

進行形式：グループ討議形式

参集範囲：緑づくり活動を行っている団体所属者と一般公募の市民（計25名）

テーマ：「みんなで考えよう、千歳の緑づくり」

○青葉公園の緑は大切

- ・青葉公園の緑の保全（施設の整備・施設の増加は希望しない）
- ・青葉公園の自然（自然の大切さやマナーを教える）

○街路樹整備、親しめる河川づくり

- ・国に対する緑化と管理の要望例：北部隊の道路沿いの緑化、航空機騒音地区
- ・防衛施設局の空き地管理
- ・街路樹の管理・植栽について（空港周辺）
- ・市民が共通した認識→緑づくりの方向性重要
- ・千歳の木（カツラ・花（菖蒲））をアピール
- ・市民に親しめる千歳川にしたい
- ・河川敷の木々、植樹

○街路樹や公園の維持管理、活用方法

- ・街路樹の手入れ
- ・町内会における公園管理（花壇整備のための花の種類を増やしてほしい）
- ・緑が十分多い千歳市である。もっと公園の活用と市民参加の維持管理の促進を！
- ・林東公園 プランターの手入れ レクリエーションをする場所がない
- ・ママチ川環境整備
- ・千歳川の環境づくり

○緑に親しむための活動やPR、教育環境づくり

- ・花壇づくり
- ・千歳の木（カツラ）、花（菖蒲）をアピール
- ・地域、場所に応じた“ニーズ”にあったイベント計画（花いっぱい運動）と自然環境とのバランス
- ・周辺にあった看板のデザイン→広い範囲、視野の規制（条例）
- ・昔からある景観資源の活用とPR→情報発信にお金を使おう！！
- ・将来を担う子供達に引き継がせる環境づくりと教育及び現代の大人の方にも！



市民ワークショップのようす

## 2-2. 緑環境の課題

千歳市の緑環境の課題は、以下の5つの視点で設定します。

- (1) 道央圏の自然環境の源となる緑をまもる、育てる
- (2) 都市と自然とをつなぐ緑をまもる、育てる
- (3) 生活や産業の中で重要な役割を果たす緑をつくる
- (4) 都市の発展とともに育つ緑に親しむ
- (5) 緑による人づくりを進める

### (1) 道央圏の自然環境の源となる緑をまもる、育てる

#### ○支笏湖周辺をはじめとする、自然公園地域の森林の保全

支笏湖周辺を中心とする国有林は、支笏洞爺国立公園の一部をなしており、様々な野生生物が生息し、豊かな自然環境を形成しています。

この自然環境は、千歳川や青葉公園とつながっており、市街地の生態系とも密接な関係があることから、広域的な緑の拠点として自然公園地域の森林を保全する必要があります。

#### ○河川の緑・水環境の保全と親水空間の確保

千歳市のシンボル、千歳川をはじめ、長都川、勇舞川、美々川などの河川は、石狩川、ウトナイ湖など下流域の豊かな水辺環境とつながりをもっています。

流域でつながる河川、湖沼の水質環境や沿岸の森林、農地環境をまもるためには、河畔樹林地の保全など、河川の緑、水環境の保全が有効であり、あわせて市民が河川や水質の重要性を認識するよう、親水空間の確保が必要です。



支笏湖



オコタンペ湖

**(2) 都市と自然とをつなぐ緑をまもる、育てる****○市街地の樹林地、市街地周辺の防風保安林等、市街地に身近な森林の保全**

市街地の長都、北信濃、青空公園の防風林、上長都の防風保安林、泉沢周辺の森林は、市街化の過程で残り、市民に親しまれてきた緑です。

これら都市と自然をつなぐ樹林地は、快適な都市環境を維持するまとまった緑として保全、活用が必要です。

**○拠点的な公園の樹林地の保全と施設機能の充実**

青葉公園、青空公園のまとまった規模の公園は、拠点的な公園として、多くの市民の利用がなされています。

拠点的な公園は、公園緑地として緑の保全活用を図るとともに、少子高齢化に対応しバリアフリーを進めるなど、施設機能の充実が必要です。また公園に残された樹林地は、市民に潤いとやすらぎを与える緑として保全することも必要です。



市街地に潤いを与える樹林地

### (3) 生活や産業の中で重要な役割を果たす緑をつくる

#### ○緩衝緑地の整備と移転跡地、調整池の活用

空港、基地、工業、物流など様々な都市機能が集まっている千歳市にとって、これら都市機能と快適な市民生活との調和は重要なテーマです。

市街地内外で緩衝緑地の確保や大規模調整池は、市民生活の観点から有効活用の検討が必要です。

移転跡地は、「千歳基地等周辺まちづくり計画」に基づき、有効利用を図ります。

#### ○緑の豊かさを感じる幹線道路、緑道の形成

千歳市は北海道の玄関口のまちです。市内外の多くの人が空から、道路から、またJRから見ているまちです。

多くの交通をさばく幹線道路、通勤通学や散歩道として利用される緑道は、緑豊かな印象を利用者に与えるよう、緑化や維持管理を適正に行い、緑の豊かさを感じる道路の形成を進める必要があります。

#### ○防災・レクリエーション機能の拡充

都市の発展や余暇社会の進展により、健康な市民生活の確保や市民の人命・財産・生活の保護が重要となります。

市民の人命、財産の保全や健康の増進のため、公園緑地などの防災、レクリエーション機能の拡充が必要です。



緑に囲まれた工場敷地



アンカレジパーク

#### (4) 都市の発展とともに育つ緑に親しむ

##### ○都市の顔となる空間の緑豊かな演出

JR千歳駅、JR南千歳駅周辺、サーモンパークなどは、市民はもとより、市外の人も集まり利用する千歳市の都市の顔となる場所です。

これら、顔となる場所は、緑化、街路樹の維持管理、花壇づくりにより、緑豊かな都市空間となるよう、緑の演出が必要です。

##### ○子どもからお年寄りまで親しむ、身近な公園緑地づくり

少子高齢化が進行するにつれ、子どもの減少、高齢者の交流機会の増加が進み、身近な公園緑地に対するニーズや役割が変わってきています。

子どもや高齢者に使いやすく、安全に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、親しみある身近な公園緑地づくりが必要です。

##### ○花と緑、豊かな街並みづくり

住宅地の庭や街路樹・公園、商業地の店先、工業地の工場敷地が花や緑であふれる美しい都市づくりが望まれています。

住宅、商店街の玄関、窓回りや職場の身近な生活空間については、市民、事業者が自発的に植樹や花づくりを進め、花と緑豊かな街並みづくりを進める必要があります。



サーモンパーク

(5) 緑による人づくりを進める

○緑や水にふれあう機会や場の充実

将来にわたり緑あふれる街並みをつくるためには、将来の緑づくりの担い手となる子ども達が緑づくりに関心を持ち適切な知識を持つことが大事です。

子ども、家族、町内会などが緑と親しむ学習や体験交流をもつよう、自然学習会など緑、水にふれあう機会を確保したり、公園づくりのための提案を出せる機会を充実し、緑の人づくりを進める必要があります。



千歳川沿いのウォーキングのようす

### 2-3. 緑づくりの課題

緑づくりを進めるための仕組み、体制について、以下の視点で整理します。

#### (1) まもる視点

##### ○緑を「まもる」ための相互連携

千歳市のまとまった緑として、支笏湖周辺の国有林、市街地周辺の民有林、民営のゴルフ場、工場敷地の樹林地があり、環境面、景観面で一体の緑を形成していますが、その多くは民間が所有、管理しています。

千歳市の緑をまもり、つくり、育てるには、これら緑が一体の環境となり緑の機能が確保されることが望ましく、相互に連携して緑をまもる仕組みづくりが必要です。

#### (2) 育てる視点

##### ○緑の「維持管理・活用」のための協働体制づくり

生活水準の向上や市民意識の高まりを背景に緑づくりのニーズは多様化しており、行政主導の画一的な緑づくり、まちづくりには様々な限界が指摘されています。緑づくりの住民ニーズに応えるためには、市民のアイデアや意欲を尊重し、民間にできることは民間が担う方が効果的という、協働の考え方が育ってきています。

公園や街路樹・花壇など市民に身近な緑の維持管理を地域の住民が担ったり、公園づくりの調査段階から住民参加を進めるなど、参加の場の確保、情報提供を行い、住民との協働で緑を育てるための仕組みづくりが必要です。



管理された歩道の花壇

## (3) つくる視点

## ○緑・水空間づくりの際の市民意向（ニーズ）の反映

発展を続ける千歳市にとって、新たな公園緑地を確保することは依然テーマですが、今後は行政主導ではなく、市民意識の高揚に対応し、市民の参加意欲を重視する緑づくりが望まれます。

この意向に対応するため、環境共生・環境教育、体験型レクリエーション志向や緑づくり施策への参画や責任を伴う分担など、市民意向を反映させた緑づくりの仕組みづくりが必要です。



勇舞すこやか公園



市街地内の緑道

#### (4) 親しむ視点

##### ○緑や水にふれあう機会や場の充実

将来にわたり緑あふれる街並みをつくるためには、将来の緑づくりの担い手となる子ども達が緑づくりに関心を持ち適切な知識を持つことが大事です。

子ども、家族、自治会などが緑と親しむ学習や体験交流の場をもつよう、自然学習会など緑、水にふれあう機会を確保したり、公園づくりのための提案を出せる機会を充実したりするなど、緑に親しむ仕組みづくりが必要です。

#### (5) 見まもる視点

##### ○施策の進行管理、施策評価

緑づくりの取り組みを実りあるものにするためには、昨今の行財政状況を踏まえ、緑づくり施策を効果的、確実に推進することとその進行管理が重要となります。

そのため、緑づくりの計画や施策を定期的に把握、評価し、必要に応じて見直しするという、施策を見まもる仕組みづくりが必要です。



公園での水あそび

### 3. 緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針

#### 3-1. 基本理念

本計画の上位計画、関連計画として、市民憲章（昭和54年度制定）、千歳市新長期総合計画（平成13年度）、都市計画マスタープラン（平成11年度）、環境基本計画（平成13年度）があります。

これらの計画は、次の理念をもっています。

■ 市民憲章（関係分）

「世界をつなぐ 北の大地 千歳川の 清い流れ ……」

■ 千歳市新長期総合計画の基本理念

「ひと・まち☆きらり 地球の笑顔が見えるまち千歳」

■ 都市計画マスタープランの基本理念

「せせらぎに創造し 世界にはばたく つどいの里」

■ 環境基本計画の基本理念

「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして」

本計画は、おおむね20年を計画期間とし、千歳のまちづくり、都市計画の一翼を担う計画であることから、これら上位計画・関連計画と密接な関係※をもつものとして定めます。

※ 都市緑地法第4条第3号では、「環境基本計画との調和が保たれ」、「総合計画（基本構想）に即し」、「都市計画マスタープランに適合する」ものでなければならない、としています。

本計画の理念は、上位計画等の理念と整合を取ることとします。具体的には、『青葉公園と千歳川に代表される千歳市の水・緑の環境が、いつまでもその美しさと輝きを失わず、みんなの手によって後世に引き継がれていく』という願いをこめ、以下の通りとします。

■ 緑の基本計画の基本理念

いつまでも一人ひとりが伝えよう

きらめく青葉の森と清き千歳川

### 3-2. 緑の将来像

千歳市の緑の将来像は以下のとおり定めます。

#### ○ 道央圏の豊かな自然環境の源をになう

千歳市は日本海や石狩川に連なる千歳川・支笏湖、太平洋やウトナイ湖に連なる美々川・千歳湖を擁しています。

千歳市の緑は、この2つの水源に代表される豊かな自然環境の源として、また治山治水砂防、水質保全や生態系の面からも、水と緑の環境の根元的な役割をにないます。

#### ○ 貴重な自然は、保全活用し継承する

千歳川の源流である支笏洞爺国立公園には、国立公園特別保護地区の指定を受けている樽前山、オコタンペ湖や我が国第2位の水深をもつ不凍湖・支笏湖や溶岩景観と30種類もの苔類が密生する苔の洞門など学術的にも貴重な自然環境が残されています。

千歳川が市街地を貫流し、市街地部のインディアン水車（サケマス捕獲採卵場）やサーモンパーク（サケのふるさと館）には多くの市民、観光客が訪れています。また原始の面影を残す青葉公園、青空公園、美々公園など、自然を体験できるまとまった公園があります。

これら貴重な自然環境は、将来にわたり保全活用し、継承していきます。

#### ○ 都市活動と緑が調和した、協働の緑づくり

千歳市は、9万人の市民生活と、年間1,900万人と国内第2位の乗降客が利用する新千歳空港や工業出荷額2,300億円を擁する4つの工業団地、最先端の光科学技術を専門とするユニークな大学など、活発な都市活動が行われており、豊かな緑と都市活動が調和したまちです。

千歳市は、活発な都市活動、市民生活と豊かな緑が調和し、安心して暮らせるまちを目指し、市民と行政の協働で市民生活に身近な緑づくりを目指します。

緑の将来像は次のとおりです。



### 3-3. 緑づくりの方針

千歳市の緑づくりは、市街地の拡大にあわせて公園緑地の確保がなされてきました。一方で、地球規模での環境問題への関心の高まりやレクリエーションニーズの多様化、住民参加の花づくりや植樹ボランティアが盛んになっています。

今後は、公園緑地の量的確保に加え、市民が利用しやすい緑、市民生活を豊かにする緑、子どもや高齢者の憩いになる緑、住民の生きがい活動を豊かにする緑など、緑の利活用についても施策を充実させていくこととします。

緑づくりの方針は、市民と緑の関わりを念頭に、5つの視点で定めます。

#### ■「まもる」の視点 < 多様な連携で森林、樹林地や水辺の環境をまもり伝える >

森林を所有する国、民間などの地権者、公園を管理する行政などに加え、緑の保全に関心のある市民が相互に連携して緑をまもる仕組みづくりを目指します。

そのため、緑の将来像や緑づくりの目的を市民、地権者、事業者、行政が共有し、将来にわたって連携しながら、まもり、伝えていきます。

#### ■「育てる」の視点 < 参加、協働で美しい河川や公園、森を管理する >

公園、街路樹や河川など、維持管理して美しさが保たれる緑については、住民の参加や責任ある分担など、住民意向を反映させた緑づくりの仕組みづくりを目指します。

そのため、緑の確保や維持管理、利活用について、住民や企業の積極的な参加を促し、整備、管理する側と利活用する側の協働で公園、水辺、森づくりに取り組みます。

#### ■「つくる」の視点 < 快適な暮らしを支える緑と水辺の空間をつくる >

新たな公園の確保や既存の公園緑地の改修にあたっては、住民参加の場の確保、情報提供し緑を育てるための仕組みづくりを目指します。

そのため、多くの住民に利用しやすく、なじみのある公園緑地づくり、老朽化した公園緑地においては、地域住民のニーズを反映させた改修や利活用に取り組みます。

#### ■「親しむ」の視点 < 緑・水とともに豊かな生活を送る >

子ども、家族、町内会などが緑と親しむ学習や体験交流をもつよう、自然学習会など緑、水にふれあう機会を確保したり、公園づくりのための提案を出せる機会を充実し、緑に親しむ仕組みづくりを目指します。

都市の緑は、利用されてその恵みが享受できることから、緑を学び、理解し、緑に関わる活動の促進に取り組みます。

#### ■「見まもる」の視点 < 緑・水との関わりを評価する >

緑・水のまちづくりを息の長い、確実なものにするため、市民一人ひとりが緑づくりの方法や過程に関心を持ち続け、評価し、必要な時に見直していけるようにします。

### 3-4. 緑の配置方針

#### (1) 総合的な緑の配置方針

##### <基本的な考え方>

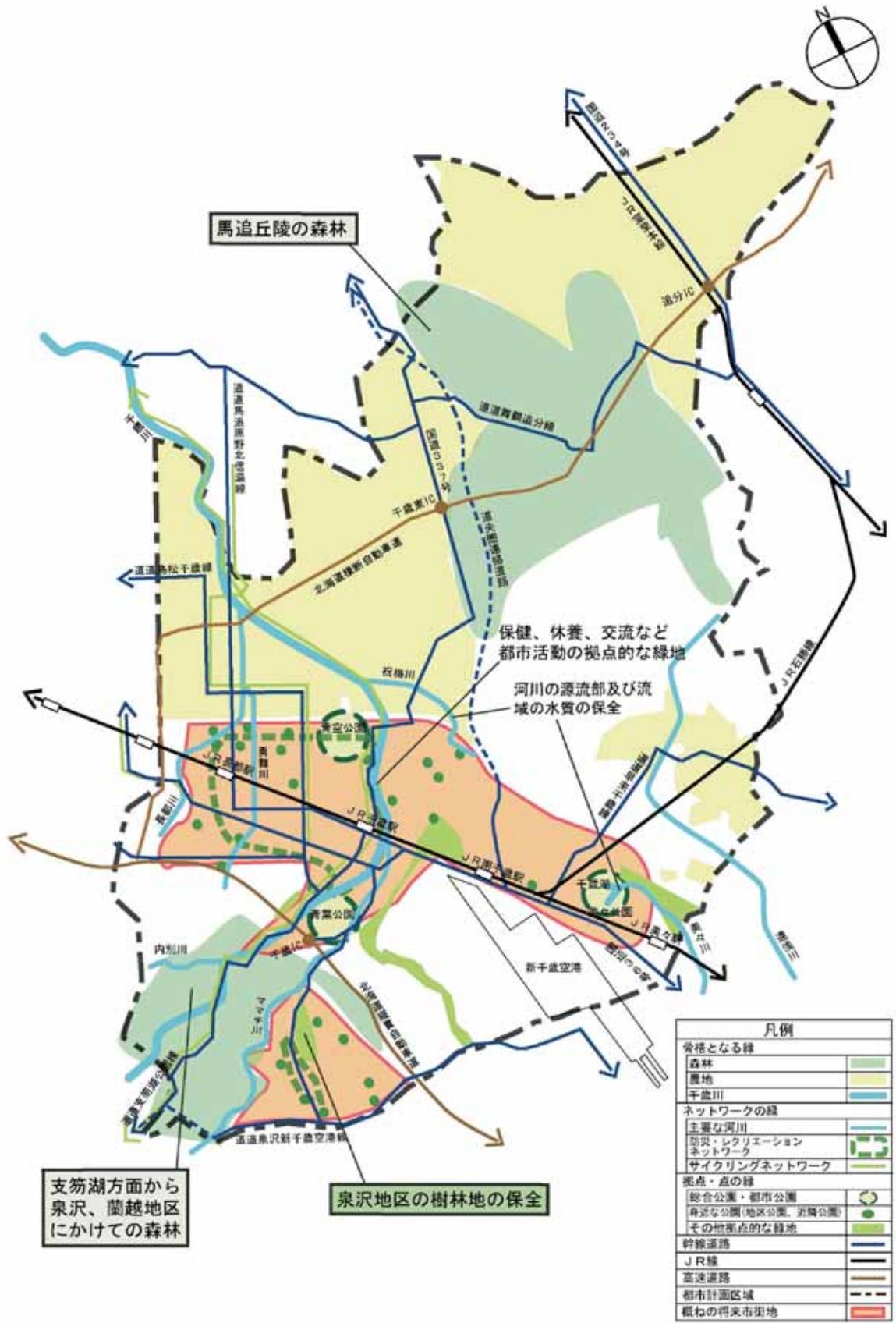
- ・ 千歳市の都市の緑をかたちづくる骨格として、以下の3つを位置づけます。
  - 支笏洞爺国立公園に連なる支笏湖方面から泉沢、蘭越地区にかけての森林
  - 夕張山系に連なる馬追丘陵の森林
  - 支笏湖に発し石狩平野へ下る千歳川

##### <水・緑の個別方針>

- ・ 保健、休養、交流など都市活動の拠点的な役割をになう緑として、青葉公園、青空公園、美々公園、サーモンパーク、グリーンベルト、泉沢自然の森を位置づけます。
- ・ 緑と都市をつなぐ緑のネットワークとして、千歳川水系の勇舞川、長都川などの河川、ウトナイ湖へ注ぐ遠浅川、美々川などの河川軸、また市街地の街路樹や緑道、サイクリングロードによる防災・レクリエーション軸を位置づけます。



青葉公園内の樹林地



図－9 総合的な緑地の配置方針

一方、緑は都市の住民の暮らしにさまざまな恩恵をもたらします。都市づくりや都市生活との関わりで、概ね4つの機能があります。ここでは、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4つの機能から、緑の配置方針を定めます。

## (2) 環境保全機能の配置方針

### <基本的な考え方>

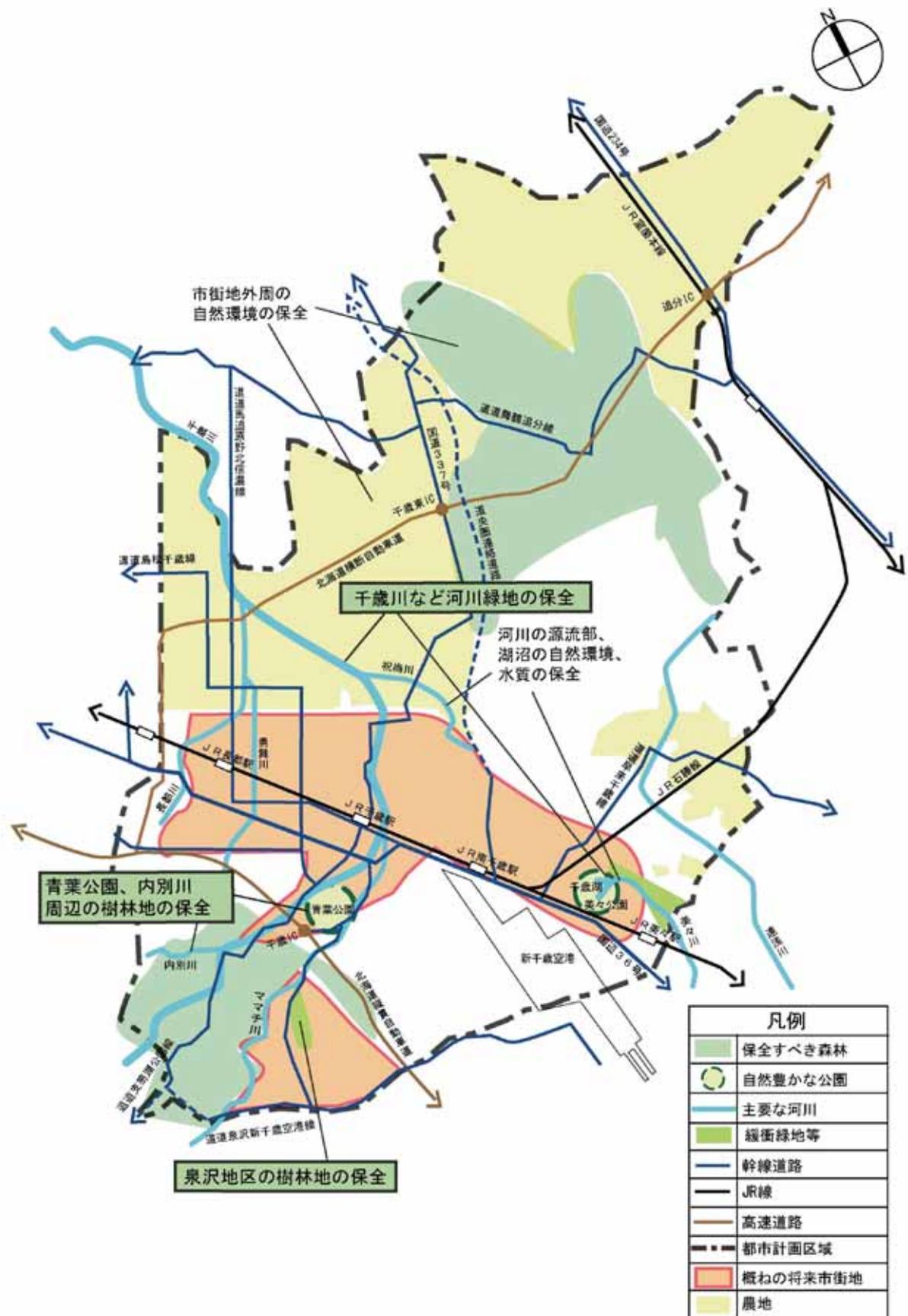
- ・ 快適な都市環境の形成に寄与している市街地外周の自然環境は、農林業との調和を図りながら、計画的に保全します
- ・ 都市域を貫流する河川やその源流部、湖沼については、自然環境に配慮した利活用を図るとともに、水辺の自然環境や水質を保全します。

### <個別方針>

- ・ 千歳川、長都川、千歳湖などの河川緑地、青葉公園、ナイベツ川周辺の樹林地は、緑の骨格となる緑地とし、関係機関と調整し、保全を図ります。
- ・ 泉沢地区の樹林地は、自然環境の保持及び住環境との緩衝帯として保全を図ります。



泉沢自然の森



図－10 環境保全機能の配置方針

## (3) レクリエーション機能の配置方針

## &lt;基本的な考え方&gt;

- ・公園緑地、レクリエーション施設及び街路樹を計画的に確保し、支笏湖、千歳川や郊外部の農業拠点など、広域的な緑の拠点と都市の緑とを結ぶネットワークの形成を図ります。

## &lt;個別方針&gt;

- ・自然や文化とのふれあい等を通じて、住民が健康の維持増進を図り、文化活動に参加できるよう、総合公園（青葉公園、美々公園）、運動公園（青空公園）を確保します。
- ・住宅地に近隣公園、街区公園を適宜確保するとともに、生活圏に対応した地区公園を配置し、都市の緑の核とします。これら公園は、子どもの遊び場や高齢者の身近な運動、休養の場として利活用を図ります。
- ・散策などレクリエーションや通勤通学時の利用として緑道の確保を図ります。
- ・千歳川等の河川敷で可能な区間については、関係機関と調整し、河川の流下能力に配慮しながら親水的利用を図ります。
- ・千歳川に隣接して確保されている道の駅（サーモンパーク千歳）は、千歳川を遡上するサケマスの観察や自然学習機能を持つ広域的な観光レクリエーションの拠点として利用を図ります。

表－４ 公園緑地等の配置方針

公園緑地等の種別	配置方針
街区公園	誘致距離を250m、面積0.25haを標準として配置する。
近隣公園	誘致距離を500m、面積2.0haを標準として配置する。
地区公園	誘致距離を1,000m、面積4.0haを標準として配置する。
総合公園	青葉公園、美々公園を配置する。
運動公園	千歳市に1箇所（青空公園）配置する。
その他の公園 緑地等	開拓記念公園、長都川、ゴセン川の緑地、墓園を配置し整備を図る。



図-11 レクリエーション機能の配置方針

#### (4) 防災機能の配置方針

##### <基本的な考え方>

- ・市街地外周の森林、農地、原野は、表土の保全、空気の浄化、循環、雨水調整など防災的役割をになっていることから、今後とも農林業との調和を図りつつ、防災機能の確保に努めます。
- ・森林や斜面地、河川は、治山治水を推進し、自然災害の防止に努めます。
- ・災害時の避難、救急、復興を想定し、公園緑地、公共施設、幹線道路などからなる避難地、避難経路を確保します。

##### <個別方針>

- ・地震、火災など災害時の避難地として生活圏に応じて公園緑地を確保し、千歳川など河川緑地や幹線道路の街路樹を防災帯とし、避難路の確保を図ります。
- ・長都地区、根志越地区、美々地区などの工業団地周辺及び工業地と住宅地が隣接する地区については緩衝緑地の確保を図ります。
- ・土砂流出等による災害を防止するため、大和地区の斜面地の保全を図ります。



臨空工業団地

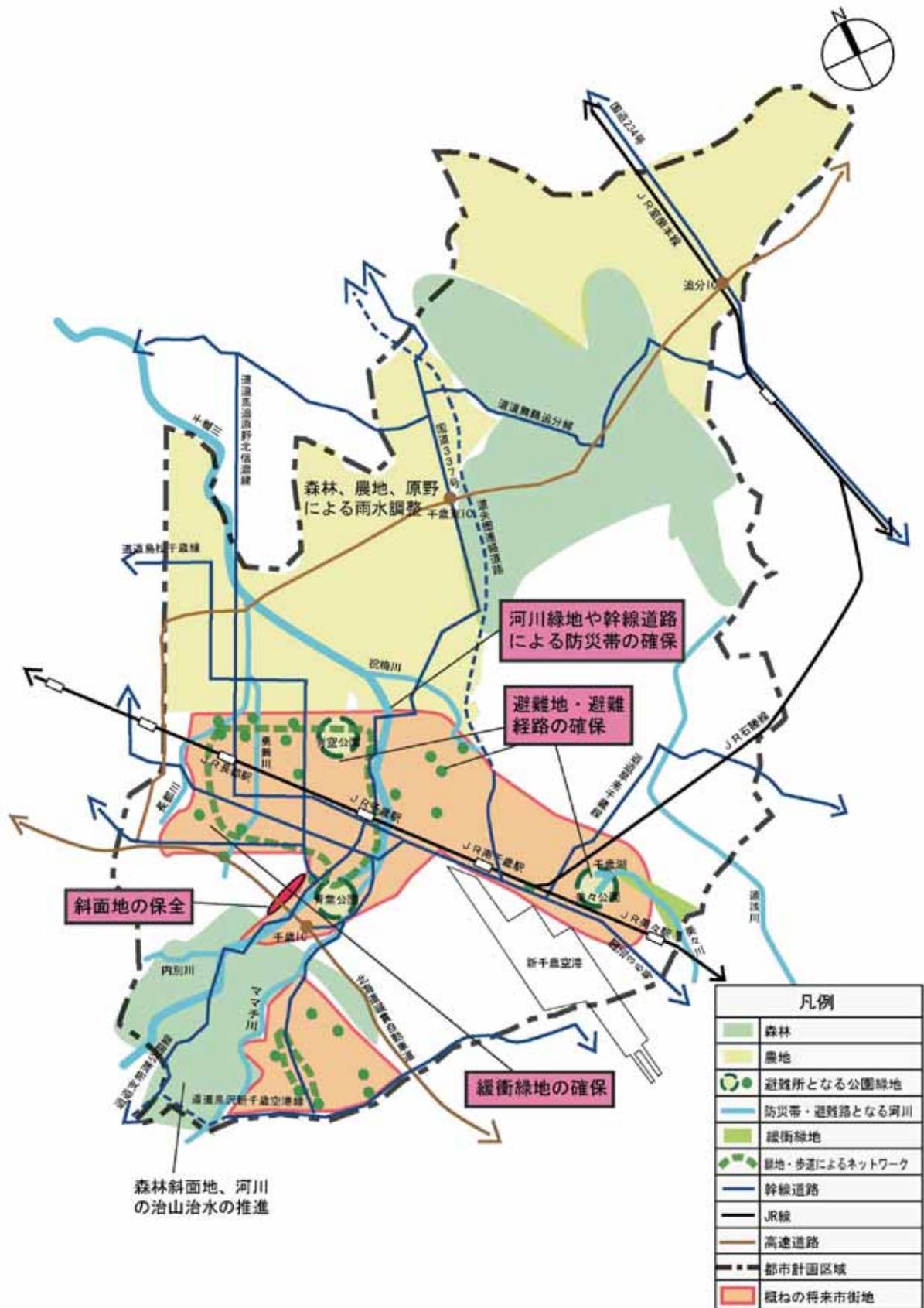


図-12 防災機能の配置方針

## (5) 景観構成機能の配置方針

## &lt;基本的な考え方&gt; ～ 「千歳市都市景観形成基本計画」と整合

## (川)

- ・千歳川に顔の向いたまちづくりを目指すため、関係機関と連携し、河畔にオープンスペースを確保したり、河川敷の親水公園化により、緑と水の豊かな都市景観の形成を図ります。

## (街路樹)

- ・北海道の空の玄関口にふさわしい快適な都市環境を演出するため、街路樹を保全育成するなど、道の景観の形成を図ります。

## (緑地)

- ・公園緑地の保全活用や維持管理、住宅地、工業地の緑化、花壇や街路樹による緑と花づくり等を行い、拠点地区の緑の景観形成を図ります

## &lt;個別方針&gt;

- ・市街地の緑の背景をつくる青葉公園から蘭越地区の樹林地、北信濃地区の防風保安林は、郷土を代表する都市の緑景観として保全を図ります。
- ・サーモンパーク、グリーンベルトは、市街地に確保された水と緑の都市景観として、保全、活用を図ります。
- ・長都神社や千歳神社など社寺と一体的な樹林地は、千歳市の歴史的資源として保全を図ります。
- ・空港アクセス道路をはじめ交通量の多い幹線道路とその沿道は、中央分離帯、街路樹の緑化と維持管理により、緑の道路軸として都市景観の確保を図ります。
- ・千歳市はシーニックバイウエイの支笏湖洞爺ニセコルートの一翼を構成しており、シーニックバイウエイの推進にあたり、景観や緑化に配慮した連携を図ります。



公園での花壇づくり



図-13 景観構成機能の配置方針

## 3-5. 緑地の目標水準

## (1) 計画フレームの設定

## ① 計画対象区域（表－5）

計画対象市町村名	都市計画区域名
千歳市の一部 ( 27,570 ha )	千歳恵庭圏広域都市計画区域のうち、 千歳市の都市計画区域の全域 ( 27,570 ha )

## ② 都市計画区域内の人口の見通し（表－6）

年次 区分	現況	目 標	
	基準年 (平成15年度)	中間年次 (平成27年度)	目標年次 (平成37年度)
人口	89,270人	107,000人	119,800人

※ 基準年人口は、15年9月末住民基本台帳から都市計画区域外人口（212人）を差し引いた概数  
 目標年次の人口は平成11年3月策定の千歳市都市計画マスタープランの目標値から都市計画区域外人口（概ね200人）を差し引いたもの  
 中間年次の人口は、千歳市新長期総合計画、千歳市都市計画マスタープランの想定人口を踏まえ、関数式による推計から都市計画区域外人口（概ね200人）を差し引いたもの

## (2) 計画の目標水準

## ① 市街地の規模（表－7）

年次 区分	現況	目 標	
	基準年 (平成15年度)	中間年次 (平成27年度)	目標年次 (平成37年度)
市街化区域人口	82,770人	100,500人	113,300人
市街化区域面積	3,135 ha	3,830 ha	4,530 ha

※ 基準年の人口は、平成15年9月末の現況、中間年次、目標年次は、各年の都市計画区域人口から、調整区域人口平成15年要覧の6,500人（概ね）を一律に差し引いた数値  
 基準年の市街化区域面積は、平成14年3月35日告示面積、目標年次の面積は千歳市都市計画マスタープランで設定

表－8 緑地の確保目標水準

年次 区分		現況			目 標		
		基準年 (平成15年度)	中間年次 (平成27年度)	目標年次 (平成37年度)	基準年 (平成15年度)	中間年次 (平成27年度)	目標年次 (平成37年度)
緑地 の 目 標 量	市街化区域 A	435.1ha 13.9%	499.6ha 13.0%	576.7ha 12.7%			
	都市計画 区域 B	7,246.4ha 26.3%	7,132.9ha 25.9%	7,350.9ha 26.7%			
参考	将来市街化区域	3,135 ha	3,830 ha	4,530 ha			
	都市計画区域	27,570 ha					

※ 緑地の目標量は、平成15年度千歳市緑の基本計画（調査編）の現況値、及び今回作業の計画値  
緑地の確保目標量は現況の施設緑地の規模に今後担当部局が想定している公園緑地の増加量を加算し  
想定しました。予定はあるが明確な整備計画を示せないものについては目標量に加えていません。

A (%) = 将来市街化区域内の緑地確保目標 (ha) / 将来市街化区域面積 (ha)

B (%) = 緑地の確保目標量 (ha) / 都市計画区域面積 (ha)

#### ②都市公園及び都市公園等\*1の施設として整備すべき緑地の目標水準（表－9）

年次 区分		現況			目 標		
		基準年 (平成15年度)	中間年次 (平成27年度)	目標年次 (平成37年度)	基準年 (平成15年度)	中間年次 (平成27年度)	目標年次 (平成37年度)
都市公園の目標水準(m <sup>2</sup> /人)		44.8	42.8	47.5			
都市公園の面積		399 ha	457 ha	569 ha			
都市公園等の目標水準(m <sup>2</sup> /人)		57.1	53.4*2	57.5			
都市公園等の面積		509 ha	571 ha	688 ha			

\*1 都市公園等：都市公園に公共施設緑地（自転車専用道、公共施設の緑地、道路植樹帯）を加えたもの。

\*2 1人当り面積が中間年次以降で下がるのは、公園の整備量は今後とも増加するものの公園緑地の面積が人口の伸びを下回るためです。

(参考)

市街地別1人当たり都市公園面積を見ると、千歳市街地34.3m<sup>2</sup>/人、泉沢市街地が133.6m<sup>2</sup>/人、美々市街地108.7m<sup>2</sup>/人となっており、大半が住む千歳市街地の都市公園については、全道平均を上回っていますが、泉沢の4分の1弱となっており、市街地間の格差が見られます。

表-10 緑地の整備目標総括表

緑地種別	基準年（平成15年度）						中間年次（平成27年度）						目標年次（平成37年度）						備考
	市街地区域		都市計画区域		都市計画区域		市街地区域		都市計画区域		都市計画区域		市街地区域		都市計画区域		都市計画区域		
	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	
住区	97	22.18	2.68	100	22.77	2.55	99	22.63	2.25	102	23.22	2.17	107	24.63	2.17	110	25.22	2.11	(1)
基幹	12	29.31	3.54	12	29.31	3.29	17	39.73	3.95	17	39.73	3.71	21	49.13	4.34	21	49.13	4.10	(2)
公園	5	25.57	3.09	5	25.57	2.87	5	25.57	2.54	5	25.57	2.39	6	29.57	2.61	6	29.57	2.47	(3)
都市基幹公園	1	50.95	6.16	1	102.31	11.47	1	50.95	5.07	1	102.31	9.56	2	125.95	11.12	2	177.31	14.80	(4)
都市緑地	5	11.42	1.38	5	11.42	1.28	5	12.55	1.25	5	12.55	1.17	5	12.55	1.11	5	12.55	1.05	(6)
都市計画公園計	120	139.43	16.86	124	197.81	22.18	128	171.83	17.10	131	223.78	20.91	142	271.93	24.00	145	323.88	27.04	(7)=(1)+(6)の計
街区公園(都市計画未決定)	30	4.97	0.60	33	5.58	0.63	42	8.06	0.80	45	8.67	0.81	43	8.09	0.71	46	8.70	0.73	(8)
都市緑地(都市計画未決定)	24	190.32	23.01	26	195.41	21.91	36	219.38	21.83	38	224.47	20.979	39	230.88	20.38	41	235.97	19.70	(9)
都市計画未決定公園計	54	195.29	23.61	59	200.99	22.53	78	227.44	22.63	83	233.14	21.79	82	238.97	21.09	87	244.67	20.42	(10)=(8)+(9)の計
特殊公園	1	0.55	0.07	1	0.55	0.06	1	0.55	0.05	1	0.55	0.05	1	0.55	0.05	1	0.55	0.05	(11)
都市公園計	175	335.27	40.54	184	399.35	44.77	207	399.82	39.78	215	457.47	42.75	225	511.45	61.84	233	569.10	63.80	(12)=(7)+(10)+(11)
公共広場	17	6.80	0.82	18	7.04	0.79	17	6.80	0.68	18	7.04	0.66	17	6.80	0.60	18	7.04	0.59	(13)
公園	2	5.40	0.65	3	12.70	1.42	2	5.40	0.54	3	18.70	1.75	2	5.40	0.48	3	24.60	2.05	(14)
公住公園	26	4.40	0.53	26	4.40	0.49	26	4.40	0.44	26	4.40	0.41	26	4.40	0.39	26	4.40	0.37	(15)
学校グラウンド	21	27.87	3.37	22	29.11	3.26	21	27.87	2.77	22	29.11	2.72	21	27.87	2.46	22	29.11	2.43	(16)
その他	25	11.27	1.36	34	12.64	1.42	25	11.27	1.12	34	12.64	1.18	25	11.27	0.99	34	12.64	1.06	(17)
公園緑地に準じる機能を持つ施設緑地計	91	55.74	6.74	103	65.89	7.39	91	55.74	6.74	103	71.89	6.72	91	55.74	6.74	103	77.79	8.72	(18)=(13)+(17)の計
学校・公共施設等植栽	38	11.69	1.41	39	15.86	1.78	38	11.69	1.16	38	11.69	1.09	38	11.69	1.02	38	11.69	0.98	(19)
道路法・分譲植栽等	74	28.19	3.41	74	28.32	3.17	75	29.74	2.96	75	29.87	2.79	75	29.74	2.63	75	29.87	2.49	(20)
公共施設等における植栽地等計	112	39.88	4.82	113	44.18	4.95	113	41.43	4.12	113	41.56	3.88	113	41.43	5.01	113	41.56	4.66	(21)=(19)+(20)の計
都市公園等計	378	430.89	52.10	400	509.42	57.11	411	496.99	50.65	431	570.92	53.36	429	608.62	73.59	449	688.45	77.18	(22)=(12)+(18)+(21)
民間施設緑地計	33	56.39	6.82	45	692.33	77.62	33	56.39	5.61	45	692.33	64.70	33	56.39	4.98	45	692.33	57.79	(23)
施設緑地計	411	487.28	58.92	445	1,201.75	134.73	446	553.38	55.06	458	1,263.25	118.06	446	665.01	58.69	458	1,380.78	115.26	(24)=(22)+(23)
緑地保全地区																			(25)
風致地区																			(26)
河川敷地																			(27)
保安林・国営林	1	3.00	0.36	2	1,304.58	146.25	1	3.00	0.30	2	1,304.58	146.25	1	3.00	0.26	2	1,304.58	146.25	(28)
地域森林計画対象民有林				1	4,376.00	490.58				1	4,200.00	470.85				1	4,200.00	470.85	(29)
法によるもの計				3	5,680.58	636.84	1	3.00	0.30	4	5,510.18	514.97	1	3.00	0.26	5	5,645.18	471.22	(31)=(25)+(30)の計
道条例による保全緑地				14	827.36	92.75				14	827.36	100.04				14	827.36	100.04	(32)
市条例等による保存緑地				0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	14	827.36	77.32	0	0.00	0.00	14	827.36	69.06	(34)=(32)+(33)の計
条例等によるもの計				17	6,507.94	729.59	1	3.00	0.30	18	6,337.54	592.29	1	3.00	0.26	19	6,472.54	540.28	(35)=(31)+(34)
小計				0	0.00	0.00				0	0.00	0.00				0	0.00	0.00	(36)
地域制緑地計				0	0.00	0.00	1	3.00	0.30	18	6,236.99	582.84	1	3.00	0.26	19	6,371.39	531.84	(37)=(35)+(36)
地域制緑地計																			(38)
施設緑地間の重複																			(39)
緑地面積総計	411	4,351.13	52.62	482	7,246.44	812.38	447	499.59	49.71	476	7,132.90	666.63	447	576.72	50.90	477	7,350.93	613.60	(40)=(24)+(37)+(38)
人口				827	万人		10,05	万人		10,70	万人		10,70	万人		11,33	万人		
面積				3,135	ha		3,830	ha		3,830	ha		3,830	ha		4,530	ha		
緑地の確保目標水準				13.9	%		13.0	%		13.0	%		13.0	%		12.7	%		
都市公園等の自給水準(住民一人あたりの面積)				26.3	m <sup>2</sup> /人		26.3	m <sup>2</sup> /人		25.9	m <sup>2</sup> /人		25.8	m <sup>2</sup> /人		26.7	m <sup>2</sup> /人		
				57.1	m <sup>2</sup> /人		57.1	m <sup>2</sup> /人		53.4	m <sup>2</sup> /人		53.4	m <sup>2</sup> /人		57.5	m <sup>2</sup> /人		

## 4. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

### 4-1. 施策の体系

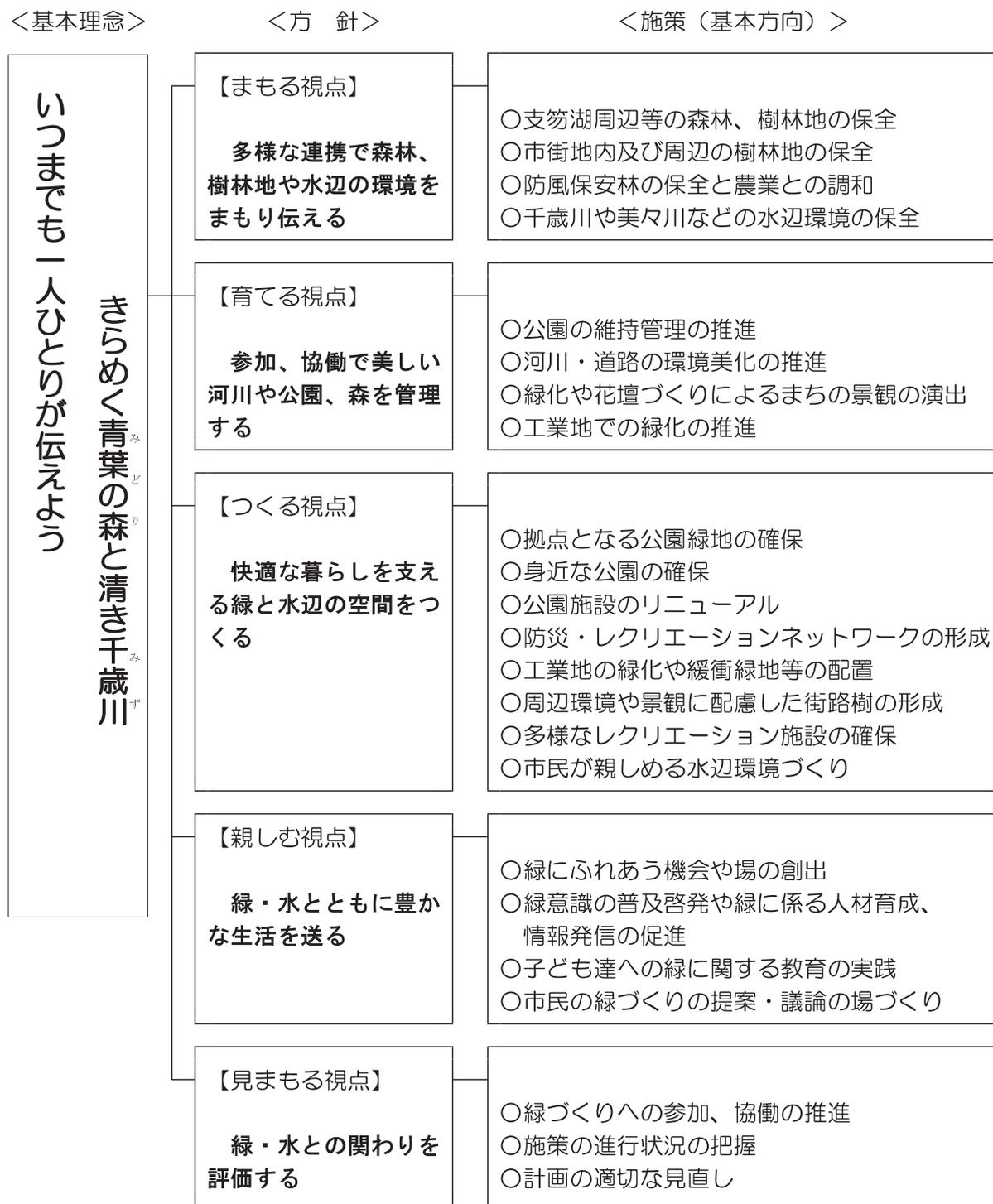


図-14 施策の体系

## 4-2. 多様な連携で森林、樹林地や水辺の環境をまもり伝える

## (1) 支笏湖周辺等の森林、樹林地の保全

- ・支笏洞爺国立公園とつながる国有林や泉沢、蘭越地区の森林は、森林の健全な育成や水質、水源など自然資源の確保のため、引き続き保全を進めるとともに、森林の有効活用、利用増進に努めます。
- ・夕張山系につながる馬追丘陵の森林は、森林所有者の意向を尊重しつつ、森林環境の保全に努めます。

## (2) 市街地内及び周辺の樹林地の保全

- ・青葉公園の樹林は、市街地にある身近な緑として保全を図ります。
- ・青葉公園に隣接する千歳神社などの社寺林、工場内の樹林、ゴルフ場の樹林など、市街地の民間の緑は、都市の環境保全や環境形成に役立つ緑として維持するよう、所有者の理解を求めます。
- ・長都緑地や北信濃緑地は、防風機能に加え市民の保健休養に役立つものとして保全活用を図ります。長都防風林は周辺の良い住環境を形成するため、保全を図ります。
- ・市街地周辺の民有林は、適切な維持管理がなされるよう所有者の理解と協力を求めます。市街地の民有林は、枝打ち、下草刈りなど森林管理や防犯対策について所有者に周知を図るとともに、ボランティアによる森林管理の支援なども検討します。
- ・泉沢自然の森とその周辺の緑、ランコウシ緑地などは、豊かな市街地環境を形成する緑地として保全活用を図ります。
- ・千歳市の歴史や郷土を語る古くからある樹木や遺跡周辺は、その保全を図るとともに、史跡公園的な利用など、歴史と一体的な緑地利用を図ります。



潤い、安らぎを与える緑道



支笏湖へ続くシラカバ並木

(3) 防風保安林の保全と農業との調和

- ・市域北東部に広がる農業地帯では、耕地防風林、水源かん養保安林等を保全するとともに、農業との調和を図りながら環境の保全に努めます。

(4) 千歳川や美々川などの水辺環境の保全

- ・千歳川、美々川、長都川等の源流部をもつ河川、支笏湖、千歳湖等水源となる湖沼については、関係機関と連携をとり、河川や源流部の樹林地の保全を促進します。



農村景観（パレットの丘）



千歳湖

### 4-3. 参加、協働で美しい河川や公園、森を管理する

#### (1) 公園の維持管理の推進

- ・青葉公園をはじめ、公園緑地の器具等施設は、大事に扱うよう公園利用者の啓発を図るとともに、劣化、破損については適切な処置を行い、安心して利用できる環境の確保に努めます。
- ・街区公園など公園緑地の維持管理にあたっては、施策の情報公開を進め、町内会を中心とした地域住民や利用者による維持管理を進めます。
- ・改修や新規の整備においては、利用実態の把握とその評価を行い、整備の必要性も含め検証した上で事業化を進めます。また、調査設計段階から周辺住民、利用者の参加を図るなど、住民が公園に愛着をもって維持管理するよう促します。
- ・広場、緑地として活用される移転跡地は、引き続き地域住民の協力を得ながら維持管理を進めます。

#### (2) 河川・道路の環境美化の推進

- ・千歳川をはじめ、河川の清掃を市民参加で進めます。
- ・道路、公園の落ち葉拾い、植樹マスの管理など、道路、公園の美化は、町内会や市民団体などの協力を得て、引き続き進めます。
- ・街路樹や公共施設の花壇の管理と緑化について、里親制度（アダプトシステム）の導入を検討するなど、意欲的な市民が参加しやすい仕組みづくりを進めます。



市民による清掃活動



道路沿いの植樹

## (3) 緑化や花壇づくりによるまちの景観の演出

- ・市庁舎周辺やJR千歳駅前、中心商店街、新千歳空港、科学技術大学周辺など、人の集まる地区や施設は、住民活動の場を提供するなど、住民参加による緑化や花づくりを促進します。
- ・住民、商業者に花づくり、緑づくりの情報、技術、資材の提供を図り、住宅の庭や店舗の花づくり活動を促進します。
- ・美しいまちづくりを進めるため、花いっぱい運動等の継続、推進を図ります。推進にあたっては、市民が育てた苗木や種子の交換寄贈の場（バンク）を設けるなど、活動の輪が広がる仕掛けを検討していきます。

## (4) 工業地での緑化の促進

- ・工業地においては、工場の事業主が敷地内緑地や維持管理を積極的に取り組むよう、働きかけます。

表-11 花いっぱいコンクール年度別参加数の集計

分類	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
花壇部門	148	157	164	165
町内会	50	55	57	55
官公署	27	29	29	29
企業・一般	26	28	33	35
中学校・その他学校	10	10	9	10
小学校	18	19	18	18
幼稚園・保育園	17	16	18	18
フラワーロード	46	43	50	50
ホームフラワー	15	13	11	7
参加団体合計	209	213	225	222

資料：千歳市緑化協会調べ

#### 4-4. 快適な暮らしを支える緑と水辺の空間をつくる

##### (1) 拠点となる公園緑地の確保

- ・青葉公園、青空公園、美々公園など総合公園、運動公園や臨空公園、遺跡公園、ムシ公園など地区公園は、都市の拠点的な公園として確保し、維持管理を図ります。
- ・北信濃の開拓記念公園は千歳市の開拓の歴史をしのぶ公園として確保します。
- ・都、根志越の千歳墓園は、市民が利用しやすく、環境美化にすぐれた霊園として確保し、維持管理を進めます。

##### (2) 身近な公園の確保

- ・市街地内の生活圏に合わせて近隣公園、街区公園を確保し、地域住民との協働で維持管理に努めます。
- ・今後市街化が予定される上長都、北信濃などの地区は、市街地の拡大に合わせて公園緑地の確保を図ります。
- ・勇舞公園や大和近隣公園、みどり台公園など用地の確保された公園については、地域住民や関係機関と調整の上、順次、整備を進めます。

##### (3) 公園施設のリニューアル

- ・既成市街地の公園、広場は、中心市街地の空洞化や少子高齢化の進行が進む中で、地域住民の要望や地区の特性が変化しているものがあります。これら公園、広場については、周辺住民の利用意向を把握しながら、遊具等の維持更新、公園の位置づけや施設配置の見直し、障がい者等にも使いやすい遊具等を検討します。



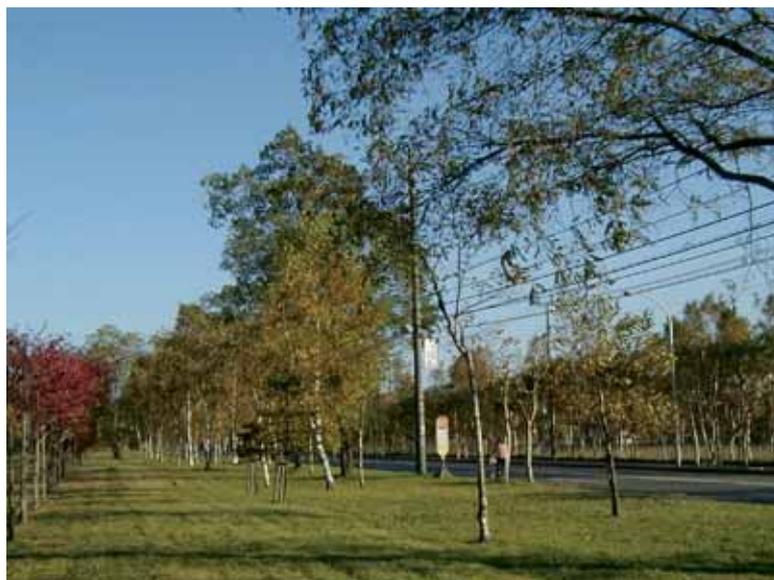
市街地の身近な公園

#### (4) 防災・レクリエーションネットワークの形成

- ・南28号道路（C経路）を経て長都、北信濃、根志越の新しい市街地と青空公園、防災学習施設、千歳川、中心市街地などを街路樹、公園緑地、河川緑地等で結ぶ、防災、レクリエーションのネットワークの形成を進めます。
- ・支笏湖から千歳川沿いの自転車専用道路の連携と利活用を進めます。また将来的には恵庭、札幌方面をつなぐ広域自転車道と利活用を進めます。
- ・C経路緑地、ママチ川緑地、サーモンパーク、北大通（グリーンベルト）、泉沢緑道、千歳川、ママチ川、勇舞川、長都川、ゴセン川の河川緑地などは、日常はレクリエーション活動の場として、災害時は避難動線として活用できるよう、各々の管理主体が連携して整合性の取れた整備・維持管理や活用を推進します。
- ・千歳川流域の水害を防止、回避するため、国など関係機関と連携し、総合的な治水対策を促進します。

#### (5) 工業地の緑化や緩衝緑地等の配置

- ・住宅地と工業地の境界部にある樹林地、緑地は緩衝緑地として保全します。
- ・青葉丘地区等の移転跡地は、公共広場、緑地としての保全活用を進めます。
- ・工業団地は計画的に公園緑地を確保するとともに、工場については緑地の確保を促し、周辺環境との調和に努めます。



工業地の緩衝緑地

#### (6) 周辺環境や景観に配慮した街路樹の形成

- ・ 広域的な幹線道路である国道、道道、主要市道は、利用者が四季を通じて豊かな緑を実感し、安全な道路空間を確保するよう、適切な維持管理に努めます。
- ・ 主要な市道については、街路樹等、道路の緑化に係る管理方針に基づき、街並みに配慮した道路景観の形成に努めます。
- ・ 道道千歳インター線、国道36号の新千歳空港に近い区間では、「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン」に基づき、植栽等による修景を進めます。

#### (7) 多様なレクリエーション施設の確保

- ・ 北大通（グリーンベルト）や道の駅（サーモンパーク千歳）、泉沢自然の森、名水ふれあい公園など、レクリエーション機能を持つ公園緑地は、市民や観光客が訪れる憩いと交流の場として、施設の維持管理を進めます。



サーモンパーク

(8) 市民が親しめる水辺環境づくり

- ・千歳川、ママチ川、勇舞川、長都川、ゴセン川など市街地を流れる河川は、生物の生息環境（ビオトープ）の形成や、河畔を利用した散策路、河畔の情緒を醸し出す並木の確保などについて、関係機関と調整し、親水空間、緑地の整備を進めます。
- ・千歳川、長都川、ゴセン川や美々川など樹林地の残されている河川は、関係機関と連携し、河川環境の保全に配慮しつつ、河川の適切な整備を促進します。
- ・石狩川流域300万本植樹運動をはじめ、広域的な連携と住民参加による川づくり、水辺づくりを進めます。



市民に親しまれる千歳川の水辺

## 4-5. 緑・水とともに豊かな生活を送る

### (1) 緑にふれあう機会や場の創出

- ・千歳川に顔の向いたまちづくりを進めるため、千歳川を活用した各種活動の開催を支援します。
- ・国有林内の幹線道路、自転車専用道路において、各種行事の開催を支援し、国有林の緑とふれあう機会の確保に努めます。
- ・自然学習会や花づくりコンクール、メモリアルツリーなど、大人から子供まで緑に触れ、親しむ活動の場を増やします。

### (2) 緑意識の普及啓発や緑に係る人材育成、情報発信の促進

- ・市民が緑づくりに関心を高め、自発的な緑づくりが図られるよう、各種活動において緑づくりの制度や事例を情報提供し、普及啓発に努めます。
- ・道の駅（サーモンパーク千歳）、名水ふれあい公園など、水と緑の拠点が千歳市の観光資源として活用されるよう、広報や観光団体の情報発信を進めます。
- ・緑づくり、花づくりを担う専門家、団体、リーダーを育成するため、各種活動団体と連携しながら研修会や講習会活動を推進します。



バスケットフラワー講習会



緑の羽根募金の活動

(3) 子ども達への緑に関する教育の実践

- ・千歳市の自然環境を題材とした環境学習や景観学習などにより、子どもが緑を大切に  
する心を育むよう、学校や学習の場での情報提供を支援します。

(4) 市民の緑づくりの提案・議論の場づくり

- ・千歳市に由来由緒ある緑の選定や保全にあたっては、緑化審議会を活用するなど、  
市民意向が反映できる仕組みづくりを進めます。
- ・公園の整備、改修にあたっては説明会を開催し、住民意向の把握に努めるとともに、  
日頃から多くの市民と直接意見交換できる場の確保に努めます。
- ・緑づくりに係る市民団体の各種活動を支援するため、相互交流の機会の確保を図る  
とともに、緑づくり活動のネットワークづくりを促進します。

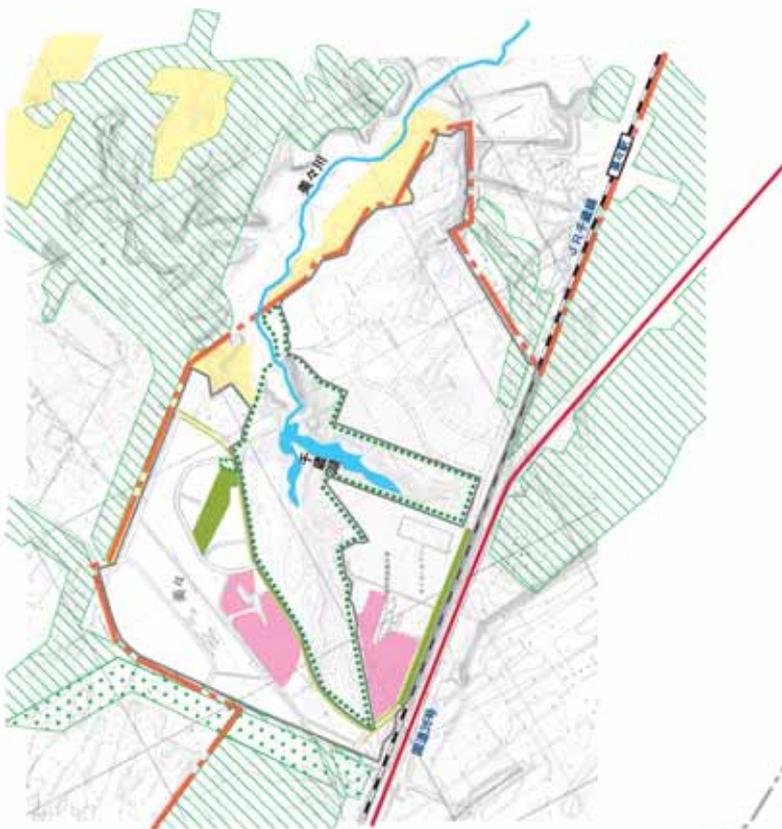


「子どもまちなみ探検隊」の活動のようす（広報ちとせより）

#### 4-6. 実現のための施策の方針図

51、52ページは、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を推進し、将来像を実現するため、今後必要な施設緑地や地域制緑地の保全・整備の考え方を「実現のための施策の方針図」としてまとめたものです。





凡 例	
農用地区域	その他の施設線画
地域森林計画対象広葉林	広場・公荘・児童公園
保安林	学校・公共グラウンド
瓦葺	その他
河川	河川線画
市道	市道線画(計画)
主要道路	町字界
JR	公共施設地
駅前広場	種別地
駅前地区	民間施設線画



図-16 実現のための施策の方針(その2)

## 5. 重点プロジェクト

### 5-1. 重点プロジェクトの主旨

本計画の基本理念に掲げた緑づくりを実践し、緑の将来像を確実かつ効果的に実現していくため、重点プロジェクトを設定し、優先的に事業に着手します。

重点プロジェクトは、緑の将来像などから以下の条件に該当する地区を選定します。

- 都市の豊かで貴重な自然環境の保全に資する
- 市民と行政・事業者の協働の緑づくりの推進に資する
- 都市の緑のネットワーク形成に資する

表-12 重点プロジェクトの選定

地区名	選定理由
千歳川・青葉公園周辺地区 緑づくりプロジェクト	市街地の中心部にあり、千歳を代表する水・緑環境である。 「千歳川に顔を向けたまちづくり」を合い言葉に周辺の公園緑地の整備とあわせ、協働・参加の考え方を重視した河川沿岸及び公園の利活用、花づくりなどが求められる。
C経路沿道地区 緑づくりプロジェクト	市街地の北部に位置し、今後も市街地の拡大が見込まれる地域である。 新市街地形成に合わせた既存樹林の保全、C経路を軸とした公園緑地整備を進め、千歳市ならではの防災・レクリエーションネットワークの形成が求められる。
市街地西部河川 の緑づくりプロジェクト	市街地の西部に位置し、長都川などの小河川が南北に貫流する。 今後市街地整備に合わせ新たな親水空間の創出と上流部の自然環境の保全が期待される。
美々公園周辺地区 緑づくりプロジェクト	千歳科学技術大学、国道36号、流通業務地区に近接する都市活動の活発な地域でありながら自然度の高い千歳湖・美々川を擁している。 これら貴重な自然環境の保全と都市との調和が求められる。

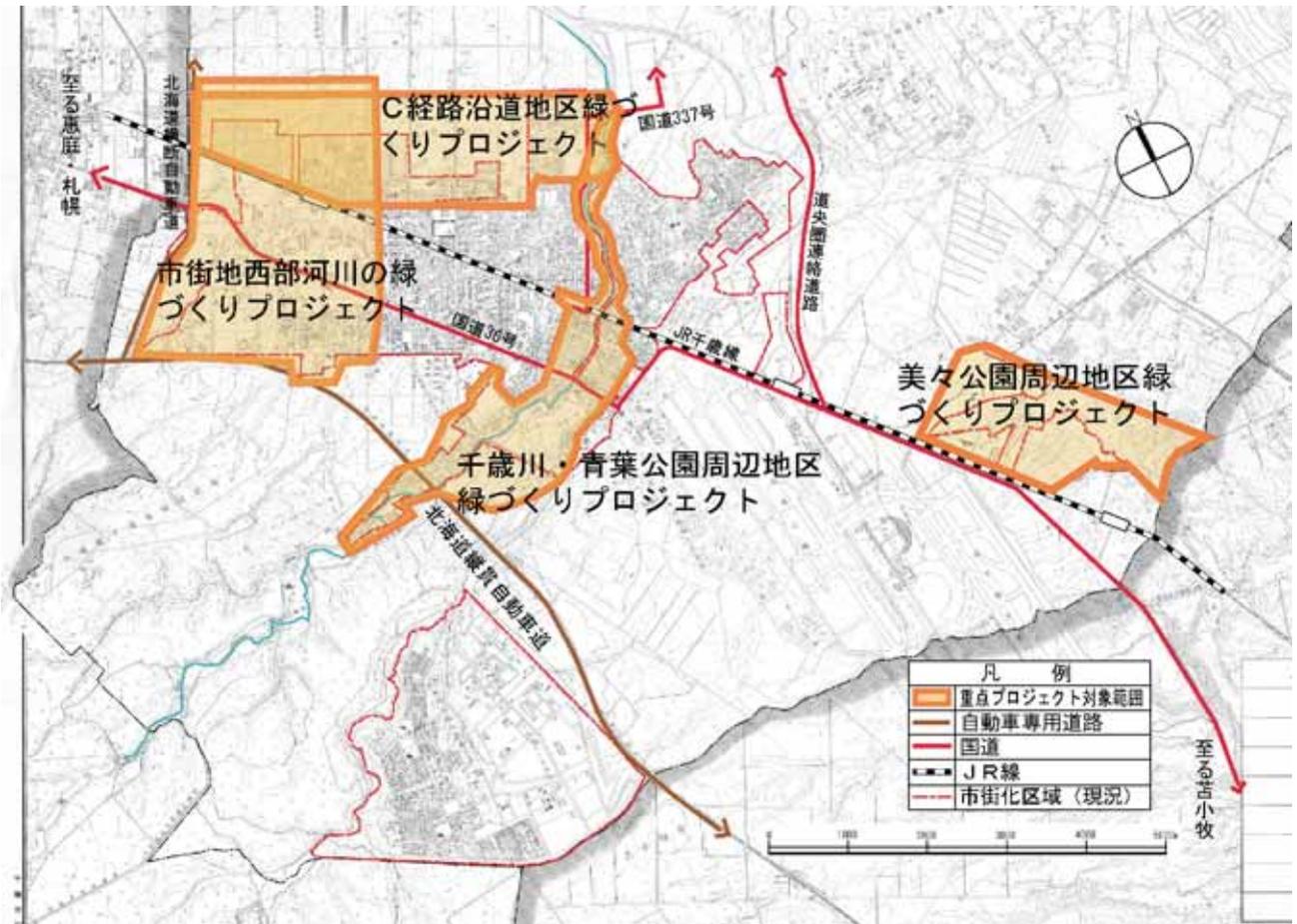


図-17 重点プロジェクトの位置

## 5-2. 各プロジェクトの方針

## (1) 千歳川・青葉公園周辺地区の緑づくりプロジェクト



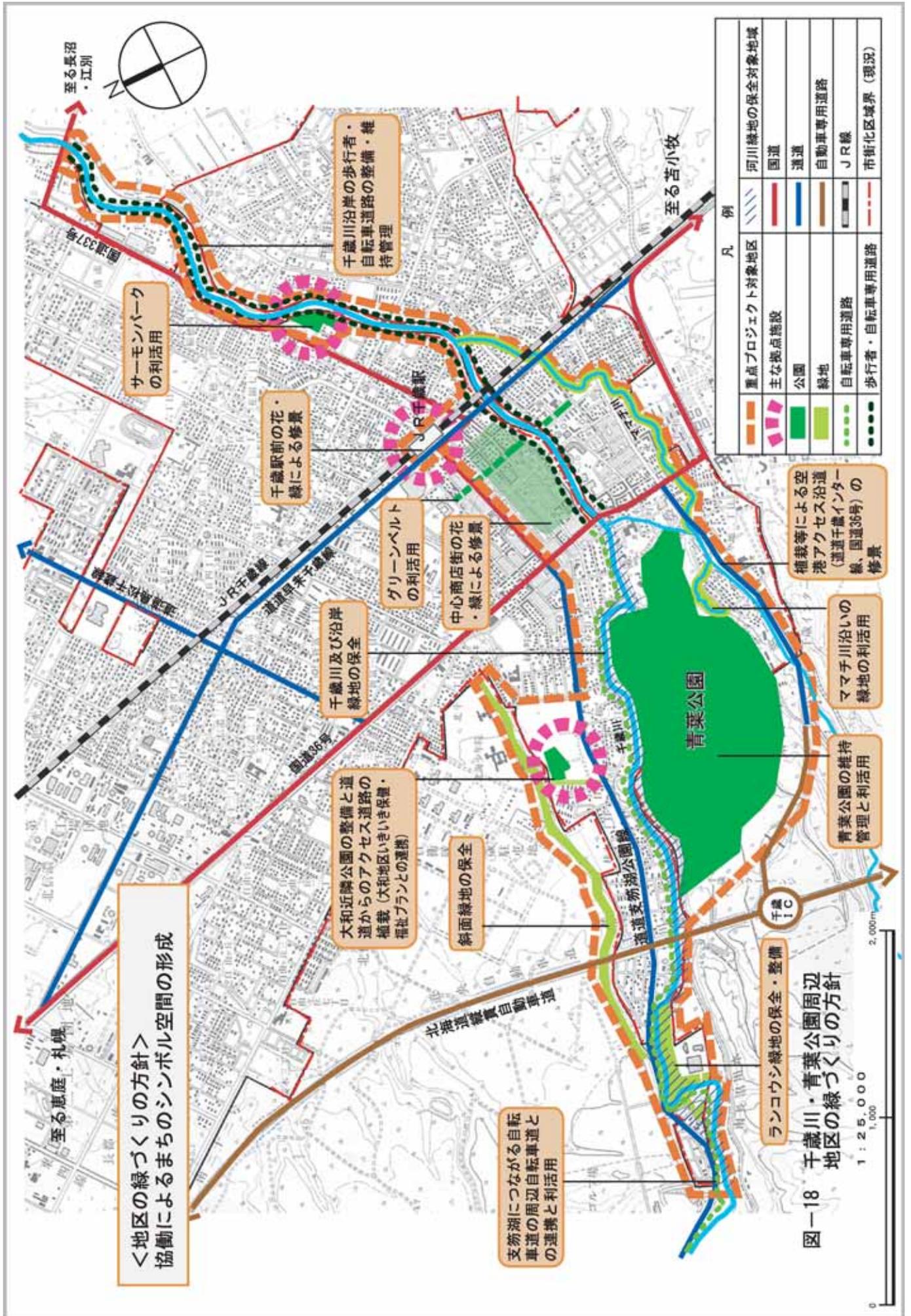
## ○地区内の主な緑資源

- ・千歳川
- ・ママチ川
- ・青葉公園
- ・サーモンパーク
- ・グリーンベルト
- ・ランコウシ緑地

地区の概要 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の中心、千歳川が貫流する区域を対象とする。</li> <li>・「千歳川に顔を向けたまちづくり」が求められている。</li> <li>・近年、千歳川沿岸の遊歩道整備や道の駅サーモンパーク千歳が整備されており、シンボル空間としての活用が期待されている。</li> <li>・また、千歳川や青葉公園では市民団体によるイベントが多く開催されている反面、公園施設の破損など管理上の問題点が発生している。</li> <li>・JR千歳駅、駅前沿道と千歳川を挟む区域は「中心市街地活性化基本計画」の重点整備地区に指定されており、魅力ある地区づくりが求められている。</li> <li>・大和地区では「大和地区いきいき保健・福祉プラン」に基づきまちづくりが進められている。</li> </ul>
-------------	---

地区の緑づくりの方針	協働によるまちのシンボル空間の形成
------------	-------------------

施策体系の位置づけ		展開方策
ま も る	千歳川やママチ川などの水辺環境の保全	・関係機関と調整し千歳川沿岸の樹林地を保全する。
	市街地内及び周辺の樹林地の保全	・大和地区の斜面緑地を保全する。 ・青葉公園の樹林地、ランコウシ緑地を保全する。
育 て る	河川・道路の環境美化の推進	・千歳川沿いにおいて、関係機関と調整し、歩行者・自転車道路の整備を進めるとともに維持管理・美化活動を市民の協力を得ながら進め、中心市街地の回遊動線との連携を図る。
	緑化や花壇づくりによるまちの景観の演出	・中心商店街とJR千歳駅前の花・緑による修景を進める。(中心市街地活性化基本計画との連携)
	公園の維持管理の推進	・青葉公園の維持管理と利活用を市民の協力を得ながら進める。
つ く る	防災・レクリエーションネットワークの形成、多様なレクリエーション施設の確保	・サーモンパーク、グリーンベルトの利活用を図る。 ・ママチ川沿いの緑地の利活用を進める。 ・支笏湖につながる自転車道の周辺自転車道との連携と利活用を図る。
	周辺環境や景観に配慮した街路樹の形成	・大和近隣公園の整備と道道からのアクセス道路の植栽を進める。(大和地区いきいき保健・福祉プランとの連携) ・植栽等による、空港アクセス沿道(道道千歳インター線、国道36号)の修景を進める。
	市民が親しめる、安全な水辺環境づくり	・千歳川沿いのランコウシ緑地の保全・整備を進める。



## (2) C経路沿道地区緑づくりプロジェクト



## ○地区内の主な緑資源

- ・ C経路緑地
- ・ 長都防風林
- ・ 長都緑地、北信濃緑地
- ・ 青空公園
- ・ 勇舞公園
- ・ 遺跡公園

地区の概要 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地の北西部、北海道横断自動車道と千歳川に挟まれており、将来は市街化が見込まれている。</li> <li>・ C経路については、自衛隊車両の幹線となっていることから市街地拡大に合わせ周辺の住環境との調和が求められている。また広域避難所の青空公園と連動し、災害時の避難や復旧活動の動脈として活用されることが求められている</li> <li>・ 地区南部に北信濃緑地、長都緑地があり周辺に良好な住環境をもたらしている。</li> </ul>
-------------	--

地区の緑づくりの方針	市街地を東西に結ぶ防災・レクリエーションネットワークの形成
------------	-------------------------------

施策体系の位置づけ		展開方策
まもる	市街地内及び周辺の樹林地の保全	・ 長都緑地、北信濃緑地の保全活用を図る。
		・ 長都防風林の保全を図る。
育てる	公園の維持管理の推進	・ 遺跡公園の利活用、維持管理を図る。
つくる	拠点となる公園緑地の確保	・ 青空公園の拡大整備を進める。
	身近な公園の確保	・ 市街地拡大に合わせた身近な公園（勇舞公園など）を整備する。
	防災・レクリエーションネットワークの形成、多様なレクリエーション施設の確保	・ 青空公園と連携した防災学習施設の整備を進める（北海道大演習場等周辺まちづくり構想との連携）。
・ 南28号（C経路）沿道に緑地を整備する。		

＜地区の緑づくりの方針＞  
市街地を東西につなぐ防災・レクリエーションネットワークの形成

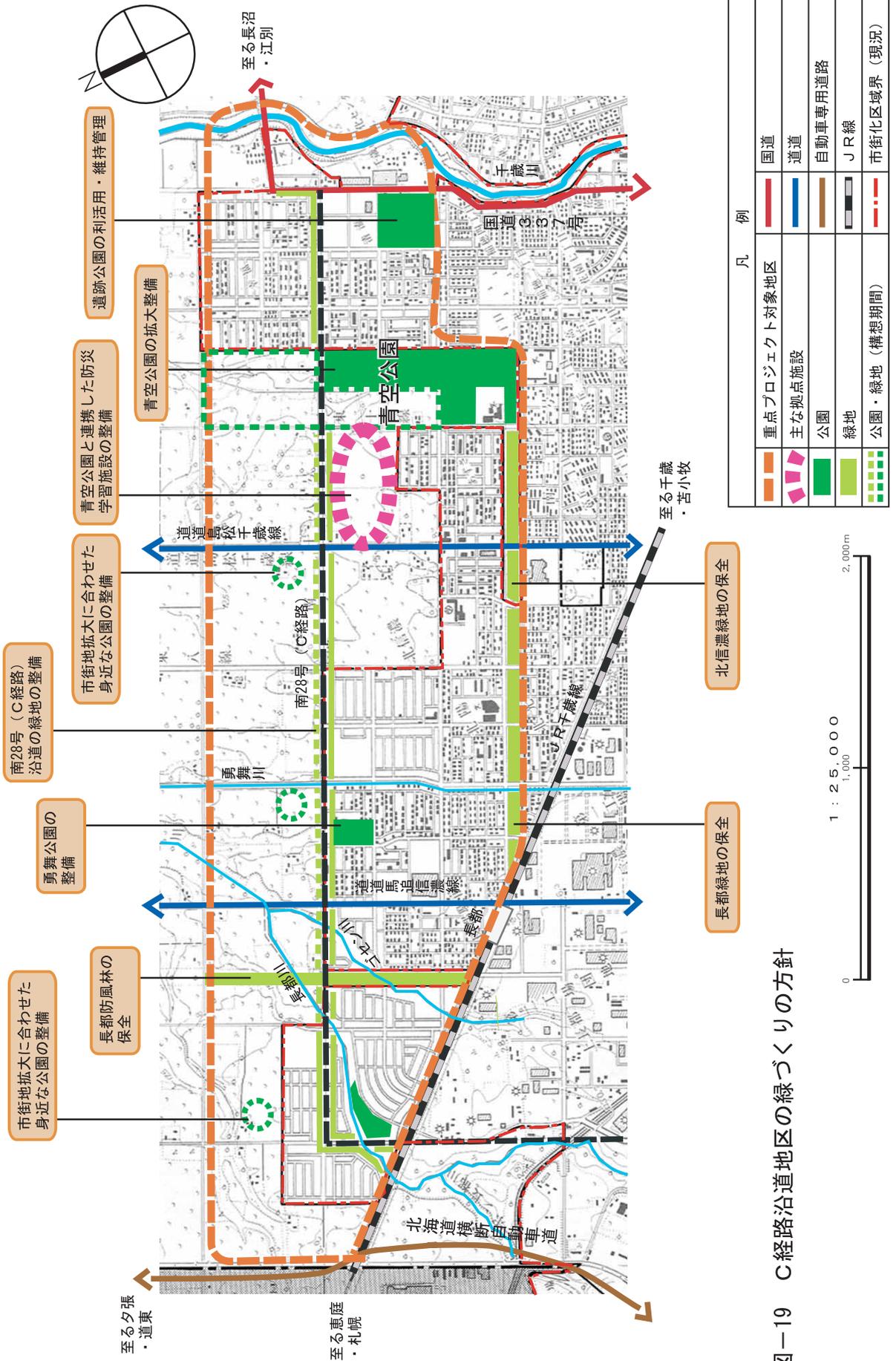
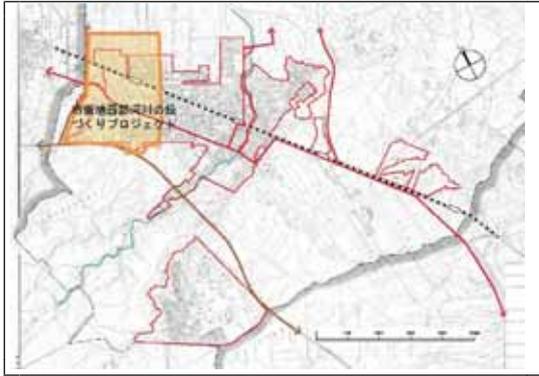


図-19 C経路沿道地区の緑づくりの方針

(3) 市街地西部河川の緑づくりプロジェクト



○地区内の主な緑資源

- ・長都川
- ・ゴセン川
- ・勇舞川
- ・勇舞すこやか公園
- ・せせらぎさわやか公園

地区の概要 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の西部、長都川、ゴセン川、勇舞川の流域を対象とする。</li> <li>・長都川、勇舞川など工業地、住宅地を貫流する河川は上流域に豊かな緑を残しており、これらの保全、利活用が求められている。</li> <li>・また地区のJR線以北は新しい住宅地が形成されてきており、市街地整備にあわせて水・緑環境と住環境の調和が求められている。</li> </ul>
-------------	---

地区の緑づくりの目標	水と緑が織りなす豊かな居住環境の形成
------------	--------------------

施策体系の位置づけ		展開方策
ま も る	市街地内及び周辺の樹林地の保全	・長都川の南28号以南、ゴセン川周辺の樹林地の保全を図る。
育 て る	公園の維持管理の推進	・勇舞すこやか公園、せせらぎさわやか公園など勇舞川沿いの既存公園の利活用と維持管理を進める。
つ く る	身近な公園の確保	・みどり台公園など街区公園、近隣公園の整備を進める。
	市民が親しめる、安全な水辺環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長都川の市街地区間（JR線以北）で、環境保全を図った整備を進める。（河川改修計画との連携）</li> <li>・勇舞川沿いの緑化を進める。</li> </ul>

<地区の緑づくりの方針>  
水と緑が織りなす豊かな居住環境の形成

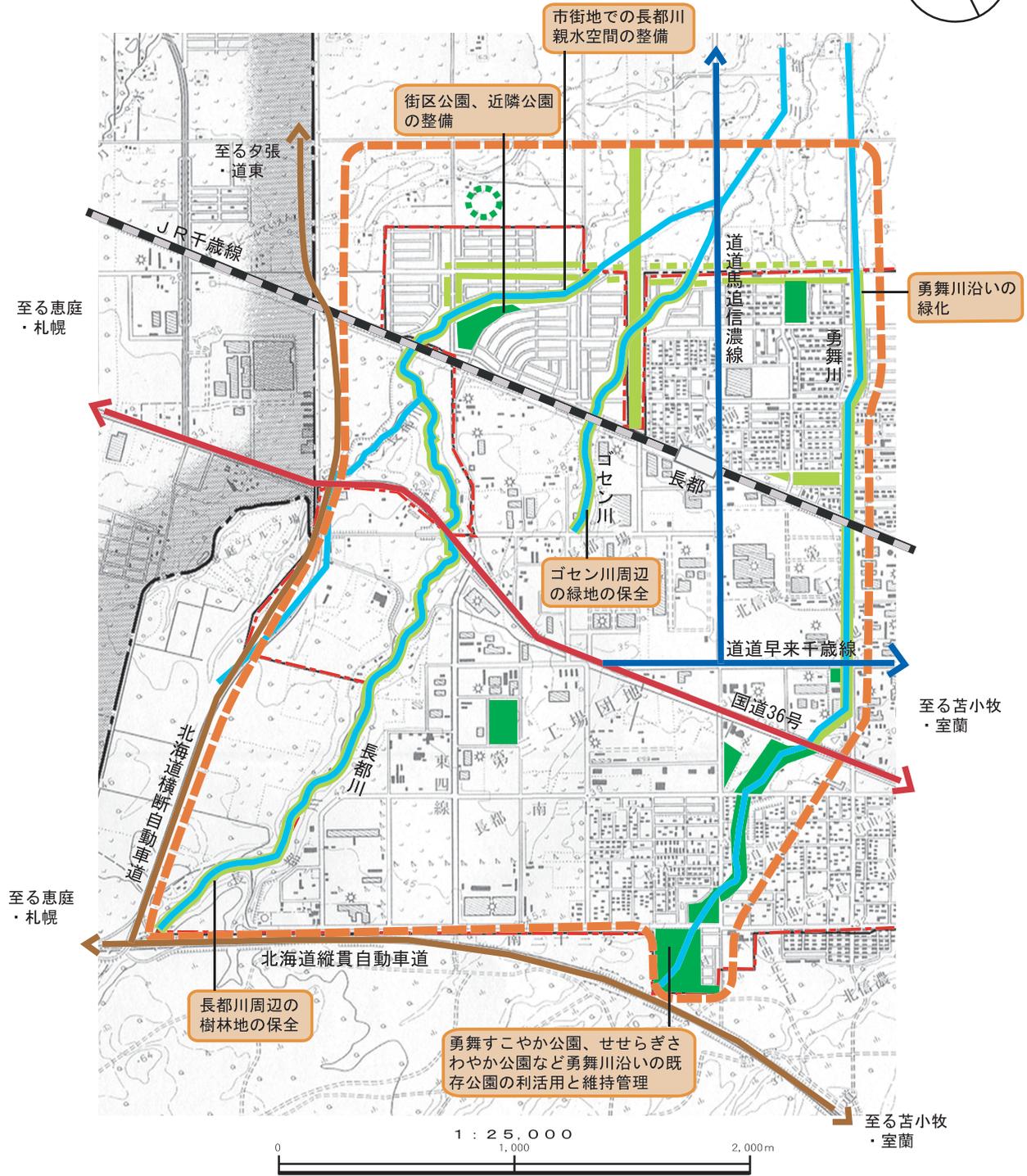
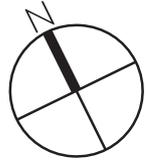
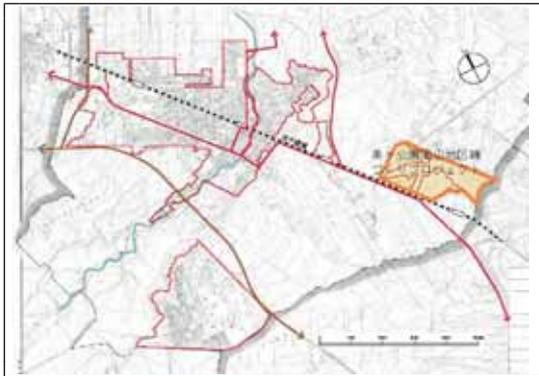


図-20 市街地西部河川の緑づくりの方針

凡 例			
	重点プロジェクト対象地区		国道
	主な拠点施設		道道
	公園		自動車専用道路
	緑地		J R線
	公園・緑地（構想期間）		市街化区域界（現況）

(4) 美々公園周辺地区緑づくりプロジェクト



○地区内の主な緑資源

- ・美々川
- ・千歳湖
- ・美々公園及び周辺樹林地

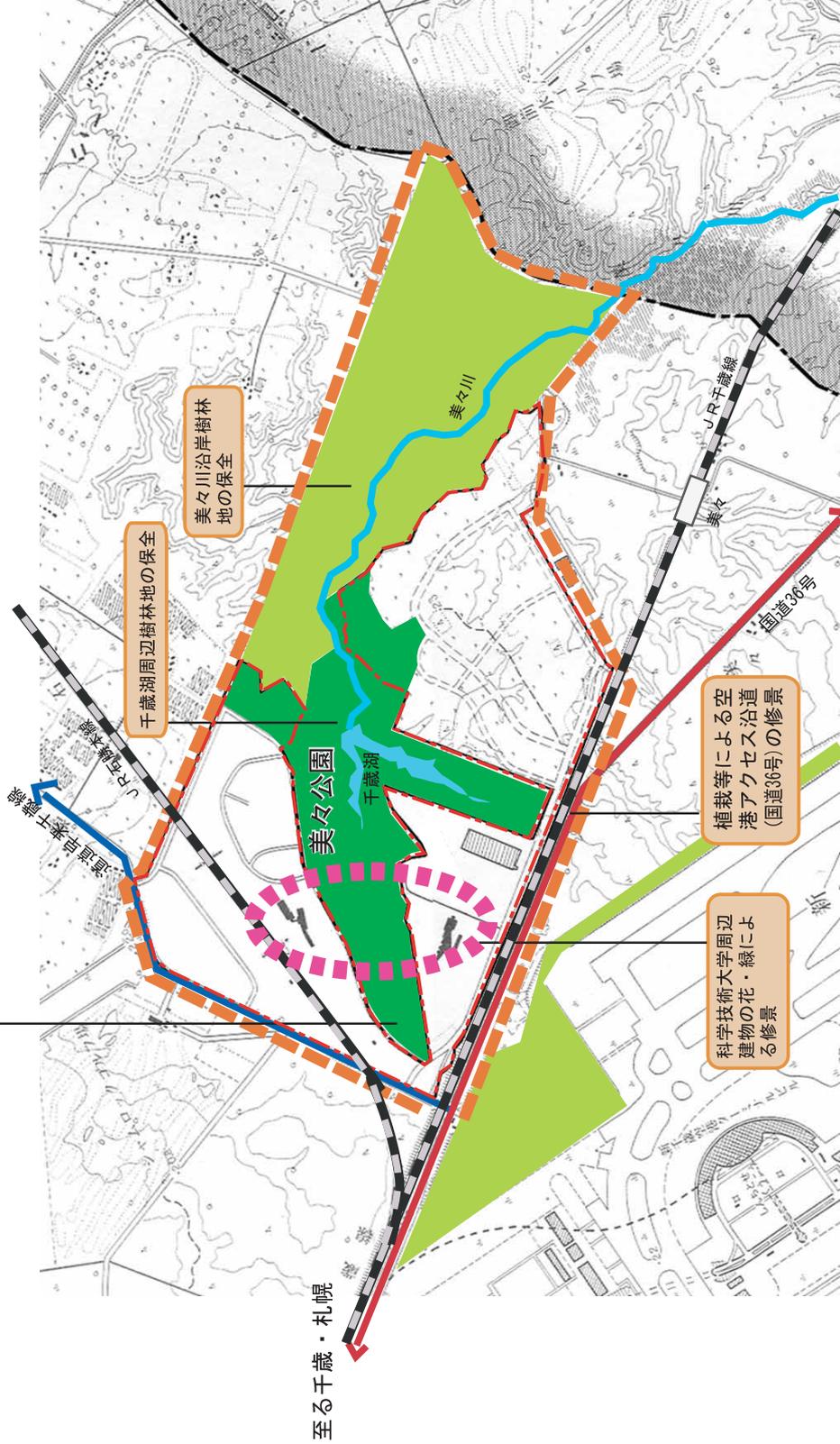
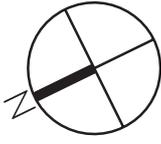
地区の概要 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の南東部、道道早来千歳線の東側、国道36号の北側に位置し、苫小牧市との境界に接している。</li> <li>・ウトナイ湖に注ぐ美々川とその源流である千歳湖があり、生物生息環境の保全が求められている。</li> <li>・総合公園「美々公園」が都市計画決定されている。</li> <li>・生産、交流、保健休養、学術研究など多様な都市機能を持つ地区であり、千歳科学技術大学などが立地し、良好な環境形成を目指している。</li> <li>・近年、北海道により「美々川再生計画」が策定され、保全への機運が高まっている。</li> </ul>
-------------	---

地区の緑づくりの方針	都市近郊の貴重な自然環境と都市機能の調和
------------	----------------------

施策体系の位置づけ		展開方策
まもる	千歳川や美々川などの水辺環境の保全	・千歳湖周辺樹林地の保全を図る。(北海道 美々川再生計画との連携)
		・美々川及び沿岸の樹林地の、美々公園、千歳湖周辺と一体的な保全を図る。(北海道 美々川再生計画との連携)
育てる	緑化や花壇づくりによるまちの景観の演出	・科学技術大学周辺建物の花・緑による修景を進める。
つくる	拠点となる公園緑地の確保	・美々公園の整備を促進する。
	周辺環境や景観に配慮した街路樹の形成	・植栽等による、空港アクセス沿道(国道36号)の修景を進める。

＜地区の緑づくりの方針＞  
都市近郊の貴重な自然環境と都市機能の調和

美々公園の整備促進



1 : 25,000  
1,000

2,000m

至る苦小牧

凡	例
重点プロジェクト対象地区	国道
主な拠点施設	道道
公園	自動車専用道路
緑地	J R線
	市街化区域界 (現況)

図一21 美々公園周辺地区の緑づくりの方針

## 6. 実現に向けて

### (1) 緑づくりへの参加、協働の推進

#### ① 緑づくりセンターの検討

千歳市の花づくり、緑づくりの団体の交流と情報交換の場、またリーダー育成や研修の場、市民と交換の場として、(仮称)緑づくりセンターの設立を検討します。このセンターに花や緑の苗、種子を交換する緑バンクの併設を検討します。

#### ② 市民連絡会議の設立・運営支援

協働の緑づくりを進めるため、公園整備に係る住民懇談会など参加の場を発展させ、住民参加の基盤となる(仮称)緑の連絡会議の設立と運営方策を検討します。

#### <活動例>

- ・花づくり、緑づくり、自然学習など緑に関する様々な市民活動の情報交換の場
- ・緑化審議会と連携し、保存樹の指定、管理への住民参加 など

#### ③ 緑バンク(苗、種子の貸付バンク)の開設

千歳市の花や木を市民の努力で増やし、引き継いでいくという発想にたち、花の苗や種子を市民が預かり育て収穫し、その結果増えた種や株は愛好家へ広げていく仕組み(=(仮称)苗、種子の貸し付けバンク)を検討します。

### (2) 施策の進行状況の把握

#### ① 基本的な考え方

本計画に基づき緑づくりを確実に進めるため、緑の目標水準や重点事業など施策の進捗を定期的に把握するとともに、必要に応じて見直しができるよう、各種指標を把握します。

指標の収集は、市政モニター調査や総合計画策定のためのまちづくりアンケートでの満足度や活動の実態把握などで行うこととします。

具体的には、市民の緑づくりへの参加の度合いを表す活動目標、成果指標を定め、その達成度を判定評価し、施策を検証します。

#### ② 運用方針

施策の評価は、指標と基準と照らし合わせ5年ごとに行うこととします。施策の進捗が順調であれば継続し、目標達成に及ばないと判断した場合は施策展開の

方策や施策、計画自体の見直しを検討することとします。

中間年の平成27年及び目標年の平成37年には、これらの施策評価とともに、緑地の確保面積、目標水準の達成度を判定します。

### (3) 計画の適切な見直し

総合計画や都市計画マスタープランなどの上位関連計画が見直された場合は、これに合わせて計画内容を適宜見直していきます。見直し時期は中間年の平成27年を基本とし、前述の施策の進行評価の結果も勘案して行うものとします。

表-13 施策の進行状況の把握及び施策評価

目 標	具体的な指標と基準（平成27年）
<p>【 目標1（緑づくりの活動指標） 】</p> <p>緑づくりの活動への、住民の参加人数を増やしましょう。</p>	<p>公園緑地の緑づくり活動の参加人数 （年1回以上参加の延べ人数）</p> <p>○ 人口（回答者）の40%以上 *<sup>1</sup></p>
<p>【 目標2（緑づくりの活動指標） 】</p> <p>住民が維持管理する公共の公園緑地、植樹柵、花壇等を増やしましょう。</p>	<p>住民が維持管理する公共の公園緑地、</p> <p>○ 100箇所以上、確保*<sup>2</sup></p> <p>植樹柵、花壇等の管理団体数</p> <p>○ 250団体以上、確保*<sup>3</sup></p>
<p>【 目標3（緑づくりの成果指標） 】</p> <p>緑づくりを通じて、千歳市の住みやすさの満足度を上げましょう</p>	<p>緑づくりの施策や活動が千歳市の住みやすさに結びついていると思う市民の比率</p> <p>○ 人口（回答者）の50%以上*<sup>4</sup></p>

\*1 平成15年度千歳市緑の基本計画アンケート調査の公園緑地の清掃活動体験者（35%）を基準

\*2 平成15年度の街区公園管理委託実績 80箇所を基準

\*3 平成16年度の花いっぱいコンクール参加実績 222団体を基準

\*4 千歳市民まちづくりアンケート（企画部、平成11年）の「日常生活の満足度」のうち、「街路樹や緑化（41%）」、「公園整備（49%）」を基準

## 7. 資料編

### 7-1. 用語解説

#### あ

##### 移転跡地

国（防衛施設庁）が指定した、航空機騒音の障害が特に著しい地域において、建物等の移転補償及び土地の買入れが行われた地域。

##### 石狩川流域300万本植樹運動

石狩川振興財団（本部札幌）が、石狩川流域の緑の保全・回復と、水源涵養、風水害防止を図るため、平成6年度から実践している植樹運動。

##### 運動公園

都市住民全般の、主として運動の用に供することを目的とする都市公園。人口規模に応じ、1箇所あたり面積を15～75ha、都市計画区域人口1人あたり1.5㎡を標準として配置される。

#### NPO

民間非営利組織と訳される。営利を目的としない組織・団体で、公益法人（社団法人、財団法人等）でないもの。様々な社会活動、市民活動の組織が生まれている。

#### か

##### 街区公園

主に街区内に居住する人の利用を目的とする公園で、面積は0.25haを標準とする。

##### 環境基本計画

千歳市環境基本条例の基本理念を実現するため、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

##### 緩衝緑地

音、衝撃などを和らげるための樹林地。

##### 協働

市民と行政が対等な協力関係が前提として、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向け適切な役割分担のもとに協力して働くこと。

##### 近隣公園

主に近隣に居住する人の利用を目的とする公園で、面積は2haを標準とする。

##### 広域避難所

避難場所には、一次避難所と広域避難所とがあり、広域避難所とは、災害などが発生したり、危険が迫ったとき、多数のものが避難する必要があり、一次避難所では収容できないときに避難する場所。

一次避難所とは、災害などにより危険が予想され、かつ少人数の時、事前に避難する場所。

#### さ

##### 里親制度（アダプトシステム）

アダプト（adopt）とは養子という意味で、住民や企業・団体等が道路や公園・河川など公共施設の一定区域の里親になり、清掃美化を行っていく仕組みのこと。

##### C経路

市街地北部の根志越地区を横断する千歳市道祝梅根志越線他3路線及び国道337号からなり、陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場を結ぶ装軌車の通行経路。

##### シーニックバイウェイ

道を通して地域資源の保全・整備を行い観光振興を目指すプログラム。「シーニック」とは英語のシーン（SCENE）の形容詞「SCENIC」、「バイウェイ」とは「BYWAY」、わき道のことを指す。「シーニックバイウェイ北海道推進協議会」（事務局：北海道開発局）が推進する「シーニックバイウェイ北海道」では、モデルルートとして「千歳・ニセコルート」「旭川・占冠ルート」が選定されている。

##### 市民農園

自然とのふれあいを求める農業者以外の市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として野菜等の栽培を行えるよう、小区画の農地を一定期間貸付ける農園のこと。

## 新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン

新千歳空港は、北海道の空の玄関口として、年間約1,800万人以上の人々に利用されており、今後も新たな国際線乗り入れが予想されることから、国内外からの利用者がさらに増加すると考えられます。

新千歳空港にアクセスする沿道の景観は、北海道を訪れる人々が最初に出会う“北海道の第一印象”として非常に大きなウエイトを占めることとなります。

こうしたことから、平成9年3月に「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン」が策定されています。

### 【基本方針】

- ・アクセス沿道を北海道にふさわしい、ひとつの共通のイメージで景観形成をすすめます。
- ・背景を構成している既存の自然景観の保全に努めます。
- ・景観上マイナス要素になっているものの除去や整理、集合化、遮蔽などをすすめて、景観の調和を図ります。
- ・新たな景観の創造を考える場合は、シンプルさとスケール感を重視します。また、長続きし時間とともに価値が増す景観、四季の変化に対応する景観、遠景が見通せる景観、河川を活かした景観の形成をすすめます。
- ・動的景観と静止景観の違いを意識し、メリハリのきいた景観形成をすすめます。
- ・自動車からだけでなく、JR駅、JR車窓からの景観にも配慮します。
- ・屋外広告物については、北海道屋外広告物条例に基づいて、適正な掲出を行います。
- ・沿道景観形成上特に重要な交差点では、より質の高い景観形成への方向性を打ち出し、関係方面の協力を求めます。
- ・景観形成にあたっては、行政・企業・住民のパートナーシップによる方法を模索しながらすすめます。

### 【対象路線】

- ・国道36号、道々千歳インター線及び道々新千歳空港線から500メートル以内の範囲（但し、新千歳空港区域を除く）
- ・千歳市市道東10号道路
- ・道々泉沢新千歳空港線

## 総合公園

都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所あたり10～50haを標準として配置される。

## た

## 地区公園

主に徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1地区あたり1箇所、面積4haを標準として配置される。

## 都市計画マスタープラン

市町村が、住民の意見を反映しながら、都市づくりの将来ビジョンをたて、地域ごとの市街地整備の方針や諸施設の配置方針などをきめ細かく定める計画のこと。平成4年(1992年)、都市計画法の改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として制度化された。

## 都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的に定められた法律。「都市緑地保全法」が平成16年に改正されたもの。

## な

## 農振・農用地域

「農業振興地域の整備に関する法律」(農振法)に基づき作成する農業振興地域整備計画において定められる区域。今後おおむね10年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地について設定する。

## は

## バリアフリー化

高齢者や障害を持つ人の生活や行動に不便な障害物を取り除くこと。(例えば階段の代わりに緩やかなスロープを設置したり、段差を解消するなど)

## 美々川自然再生計画

自然再生事業は、国土交通省が平成14年度から新規として創設し、自然環境の保全や復元が必要とする区域について、湿地再生や河道整備などを施し、良好な河川空間を創出することを目的とした事業。

美々川と、それが流れ込んでいるウトナイ湖周辺地域では、近年、土砂などの堆積が進み、ウトナイ湖の水深が浅くなり、湖水面積の減少や周辺湿原の乾燥化が顕著になってきている。さらに流域からの汚濁負荷により、美々川の水質汚濁も進行している。道ではこうした現状を重視し、国交省の同事業を活用することを要望、事業着手が認められた。

美々川自然再生計画は、この事業を行うため専門家による技術検討委員会を設置し、調査・検討を行い、地域懇談会を経て美々川の自然再生計画を策定するものである。

## ま

### メモリアルツリー

千歳市の緑化事業の一環として実施している事業。記念植樹（グリーンバンク）と緑化樹木の苗木をプレゼントする記念樹プレゼントがある。

## や

### 誘致距離

ある施設や公園、広場などの利用に供する圏域の適正半径。

### ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるようにまちやものを使いやすくデザインすること。

## ら

### 緑化審議会

千歳市緑化条例第10条に基づき、緑化に関する重要事項を審議するため、市長の附属機関として設置される審議会。委員は15人以内をもって組織し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

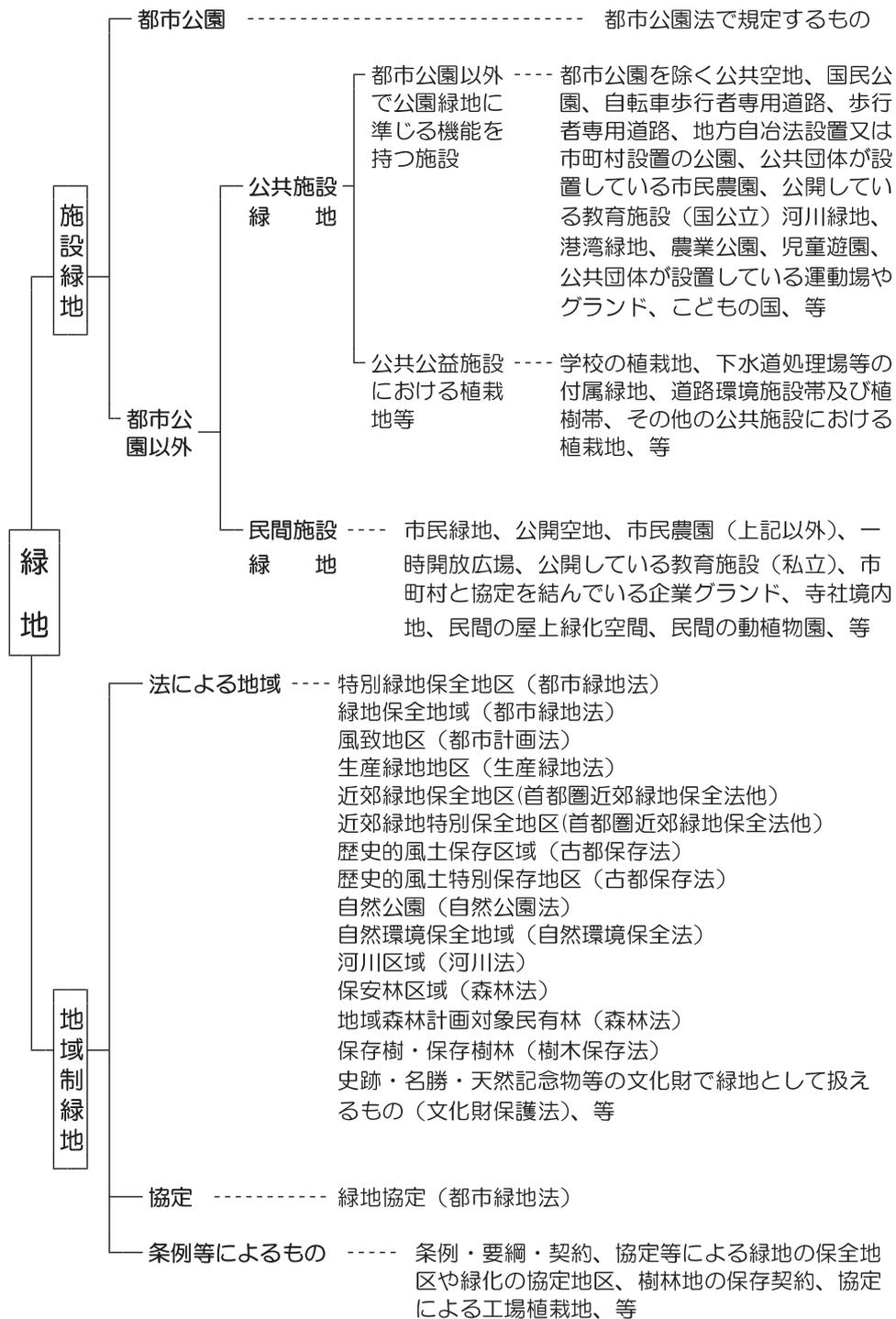
また、より詳細な検討を行うため、緑化審議委員数名で組織される緑化計画専門部会もある。

## わ

### ワークショップ

あるテーマに沿って、参加者が自由な討論を行いながら方向性を見い出していくこと。市民参加の手法の一つとして、多く用いられている。

## 7-2. 緑地の分類



### 7-3. 千歳市緑化審議会委員及び千歳市緑化計画専門部会委員 名簿

氏名	所属団体	備考
近藤 久雄	千歳商工会議所	
古川 勝久	千歳市工業クラブ	
浜 一穂	千歳市PTA連合会	
蜂谷 愛子	千歳市社会福祉協議会	
片野 時夫	清流と緑を守る市民の会	
斉藤 勇作	千歳の自然保護協会	審議会副会長
鶴羽 弘明	千歳の自然保護協会	H16.12.17より
川村ヅヤネット	ちとせ都市景観市民会議	専門部会委員
長谷 勤	千歳市町内会連絡協議会	審議会副会長、専門部会会長
土江 節子	千歳市女性団体協議会	
佐藤 慶子	千歳市女性会議	
福土 彰二	札幌土木現業所千歳出張所	
山本 忍	千歳市公園緑化協会	専門部会委員
森本 康児	千歳造園建設業協会	専門部会委員
鈴木 昭廣	千歳市森林組合	審議会会長
佐々木律子	千歳花倶楽部	専門部会委員

## 7-4. 千歳市緑化条例（昭和47年12月13日条例第32号）

改正 昭和48年7月1日条例第18号、平成14年9月20日条例第27号

（目的）

第1条 この条例は、豊かな自然が人間にとってかけがえないものであることから、都市における緑の回復と保全を図るため、市と市民が一体となつて都市の緑化を進め、健康で明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、緑が豊かで清潔な生活環境の形成をまちづくりの基調とし、その施策を行わなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、緑化に関する市の施策に協力するとともに、自らの創意と工夫により進んで環境の緑化に努めなければならない。

（緑化計画）

第4条 市長は、この条例の目的を達成するため、第10条第1項の千歳市緑化審議会の意見を聴き、緑化計画を定めるものとする。

2 前項の緑化計画には次の事項を定めるものとする。

- (1) 都市緑化に関する基本方針
- (2) 都市緑化を進めるために必要な施策
- (3) 都市緑化に必要な資金計画
- (4) その他都市緑化に関し必要な事項

（修景緑化街区）

第5条 市長は、市街地の修景緑化上枢要な街区において必要があると認めるときは、千歳市緑化審議会の意見を聴き、修景緑化街区を指定をすることができる。

2 市は、修景緑化街区において、街路樹の植栽、花だん、照明その他の修景施設の設置に努めなければならない。

3 修景緑化街区内に建築物その他の施設を設置している者、又はしようとする者は、その敷地内に道路に面して樹木、花などを植栽するなど緑化に努めなければならない。

4 市長は、前項の規定に基づく植栽、花だんの設置などについて必要があると認めるときは、助言、勧告、又は援助をすることができる。

（緑化協定）

第6条 市長は、別に定める基準以上に該当する住宅又は工業団地などの造成に当たり、又は一定区域の緑化を推進するため必要があると認めるときは、団地造成は事業施行者と、その他については区域内の土地及び建物の所有者、地上権者又は賃借権者との合意により、区域の緑化に関し必要な事項を協定することができる。

2 市長は、前項の協定を締結した者が実施する緑化事業に関し、必要と認めるときは、助言又は援助をすることができる。

（保全樹林及び樹木の指定）

第7条 市長は、別に規則で定める基準により市街地及びその周辺の樹林（庭園を含む。）で、市民の生活環境上その保全を図ることが必要と認められるもの、又はその樹容が健全で美観上優れている樹木（生垣を含む。）を、第10条第1項の千歳市緑化審議会の意見を聴き、保全樹林又は保全樹木として指定（以下この条において「指定林」という。）することができる。ただし、国又は地方公共団体の所有管理に係るもの、営業用のもの又は他の法令等で既に樹木の伐採について何らかの規制措置が講じられているものを除く。

2 指定林の権利者は、当該指定林を保全するように努めなければならない。

3 市長は、指定林の保全について必要があると認めるときは、当該指定林の権利者に対し、助言又は援助をすることができる。

4 指定林の権利者で当該指定林の保全ができない特別の事情があるとき、又はそのおそれがあるときは、その旨を市長に届け出るとともに、当該指定林（保全のため必要があるときは土地を含む。）の買取りを申し出ることができる。

5 市長は、前項の届出があつた場合に必要があると認めるときは、当該指定林の伐採、移植等に関し、助言、勧告又は援助をすることができる。

6 市長は、第4項の買取りの申出があつたときは、2週間以内に諾否の決定を行い、申出人に通知するとともに、買い取らないと決定したときは、当該指定林の指定を解除しなければならない。

（緑化協力団体に対する助言又は援助）

第8条 市長は、この条例の目的を達成することを主たる目的として組織された市民の団体に対し、必要と認めるときは、助言又は援助をすることができる。

(特別会計)

第9条 市長は、この条例の目的にそう寄附があつたときは、物品については所定の台帳に登録して保全処置をとり、寄附の目的にそつた運営をしなければならない。

(審議会)

第10条 緑化に関する重要事項を審議するため、市長の附属機関として、千歳市緑化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、緑化に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し市長に建議することができる。

4 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

5 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第11条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 千歳市特別会計条例(昭和39年千歳市条例第35号)の一部を次のとおり改正する。

第1条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 千歳市グリーン・バンク事業特別会計 緑化事業

附 則(昭和48年7月1日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規定により、新しく発令された委員の任期は、昭和48年4月25日を起算日として3年とする。

附 則(平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

## 7-5. 千歳市緑化条例施行規則（昭和50年1月1日規則第3号）

改正 平成元年8月1日規則第27号、平成14年12月30日規則第66号

（趣旨）

第1条 この規則は、千歳市緑化条例（昭和47年千歳市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（修景緑化街区の指定）

第2条 市長は、条例第5条第1項の規定により修景緑化街区として指定する場所は、おおむね幅員50メートル以上で、長さ300メートル以上の修景施設のある区域及びその周辺で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 区域内に樹木があること。
- (2) 区域内に芝生、花壇、照明、遊具等が設置されていること。

（緑化協定の基準）

第3条 条例第6条第1項に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 住宅又は工場団地等の造成事業者と締結する場合は、5ヘクタール以上の面積を造成する事業者
  - (2) 一定区域内の緑化を推進する場合は、住宅にあつては5,000平方メートル以上の土地の所有者、地上権者又は賃借権者、工場にあつては敷地面積5,000平方メートル以上の事業者
- 2 工場において、確保しなければならない緑地面積は、敷地面積の25パーセント以上とする。
- 3 前項の緑地とは、次に掲げるものをいう。

(1) 樹木が成育する10平方メートルを超える区画された土地であつて、次に掲げる一に該当するもの及び樹冠の面積の大きさからみて、これと同等であると認められるもの

ア 10平方メートル当りに高木（成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）が1本以上あること。

イ 20平方メートル当りに高木が1本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。）が20本以上あること。

(2) 樹木及び芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている50平方メートルを超える土地

（緑化協定の内容）

第4条 条例第6条第1項の協定（以下「緑化協定」という。）を締結する場合においては、それぞれ次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住宅
  - ア 緑化協定の区域
  - イ 樹木等の種類及び植栽場所
  - ウ 垣又は柵の構造
  - エ 樹木等の維持管理
  - オ 有効期間
  - カ 契約者の責務
  - キ その他必要事項
- (2) 工場
  - ア 緑化協定の区域又は場所
  - イ 樹木等の種類
  - ウ 樹木等の維持管理
  - エ 有効期間
  - オ 契約者の責務
  - カ その他必要事項

2 市長は、特に必要と認めるときは、緑化協定の締結に際し、原材料の供給等を行うことができる。

（保全樹林及び樹木の指定基準）

第5条 条例第7条第1項の保全樹林及び樹木の指定基準は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 保全樹林
  - ア その樹木の存する土地面積が500平方メートル以上であるもの
  - イ 生垣を成す樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上であるもの
  - ウ その他市長が特に必要と認めるもの

(2) 保全樹木

- ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上であるもの
- イ 高さが10メートル以上のもの
- ウ 株立ちした樹木で、高さが2.5メートル以上であるもの
- エ はん登性樹木で、樹冠の面積が20平方メートル以上であるもの
- オ その他市長が特に必要と認めるもの

(審議会)

第6条 条例第10条第1項の千歳市緑化審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(代理)

第7条 会長及び副会長ともに事故あるとき、又はこれらの者がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、緑化担当課において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年8月1日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月30日規則第66号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。